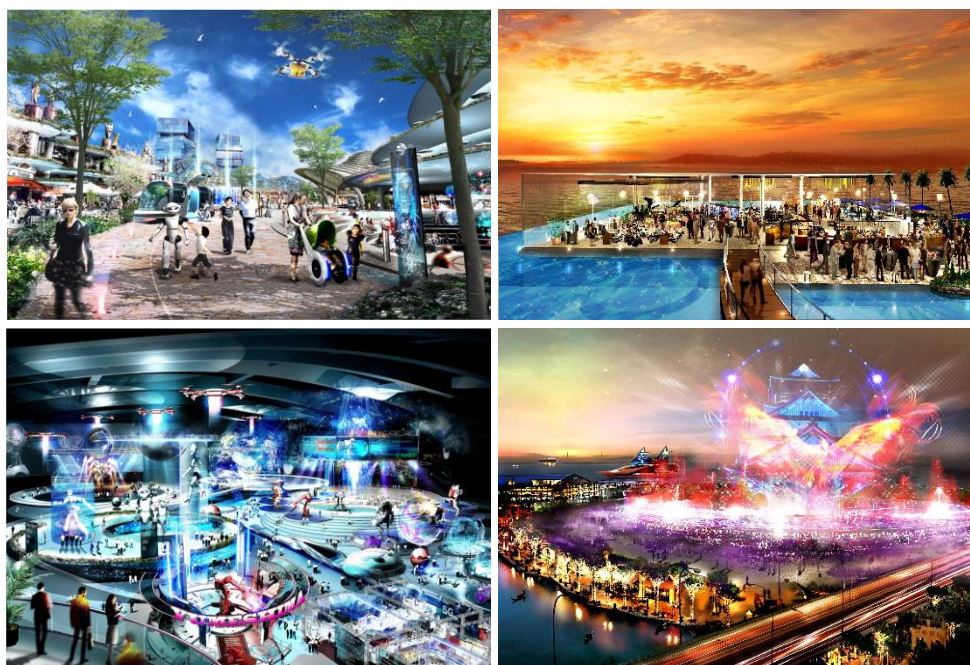


# 大阪IR基本構想



2019年12月  
大阪府・大阪市

# 目次

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 1. 大阪の現状と取組みの方向性           | 2  |
| 1-1. 現状と課題                 | 3  |
| 1-2. 取組みの方向性               | 4  |
| 1-3. 観光分野の基幹産業化に向けた視点      | 6  |
| 1-4. 大阪・関西のポテンシャル          | 10 |
| 1-5. IRの意義                 | 13 |
| 1-6. IRの立地                 | 14 |
| <hr/>                      |    |
| 2. 大阪IRのめざす姿               | 16 |
| 2-1. 基本コンセプト、大阪IRのめざす姿     | 17 |
| 2-2. 大阪IRが有すべき機能・施設        | 19 |
| 2-3. 大阪IRの魅力を高める取組み        | 32 |
| 2-4. 安心して滞在できるまちの実現        | 34 |
| <hr/>                      |    |
| 3. 懸念事項と最小化への取組み           | 35 |
| 3-1. 基本的な考え方               | 36 |
| 3-2. ギャンブル等依存症対策           | 37 |
| 3-3. 治安・地域風俗環境対策           | 49 |
| <hr/>                      |    |
| 4. IR立地による効果               | 55 |
| 4-1. 観光振興・地域経済振興・公益還元      | 56 |
| 4-2. 地域の振興・発展              | 57 |
| 4-3. 関西・西日本をはじめ、日本各地への波及効果 | 60 |
| 4-4. 納付金・入場料等の活用           | 61 |
| <hr/>                      |    |
| 5. 地域の合意形成に向けた理解促進         | 62 |
| 5-1. 基本的な考え方               | 63 |
| 5-2. 大阪府・大阪市の取組み           | 65 |
| <hr/>                      |    |
| 6. スケジュール等                 | 67 |
| 6-1. IR開業に向けた想定スケジュール      | 68 |
| 6-2. 策定経過                  | 69 |

---

(出典)

---

## **1. 大阪の現状と取組みの方向性**

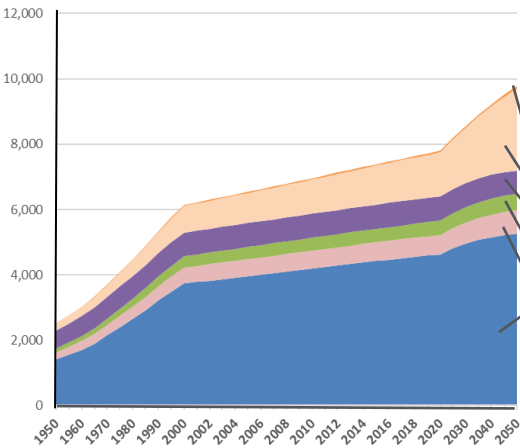
# 1. 大阪の現状と取組みの方向性

## 1-1. 現状と課題

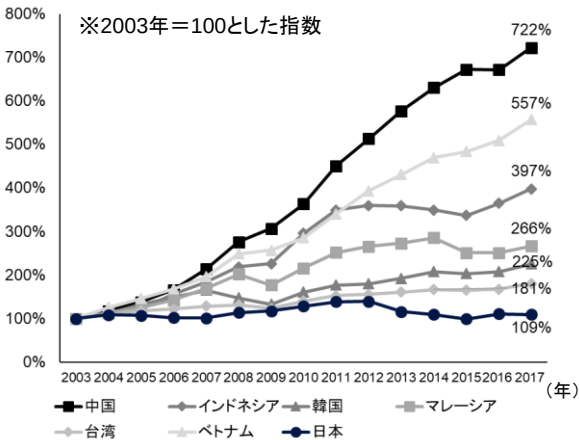
### 1-1-1. 日本経済の現状

- 世界の人口と将来の推計をみると、世界の人口は増加し続けており、アジアやアフリカでその傾向が顕著になっている。
- 日本とアジア各国・地域の実質GDPの推移を比較すると、日本の成長は緩やかな伸びとなっているが、多くのアジア諸国では200%以上の成長となっており、今後も成長が見込まれる。

世界の人口と将来の推移<sup>1</sup>



日本・アジア各国・地域の実質GDPの推移<sup>2</sup>

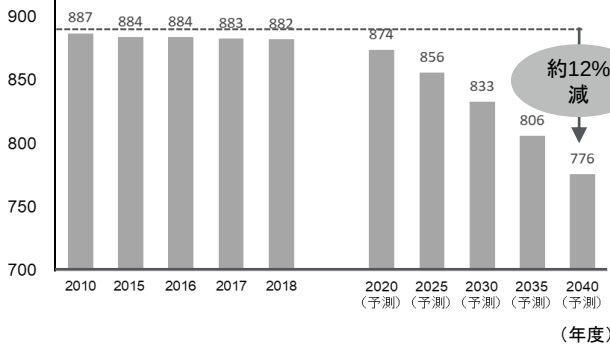


### 1-1-2. 人口減少・高齢化社会の進展による経済・市場への影響

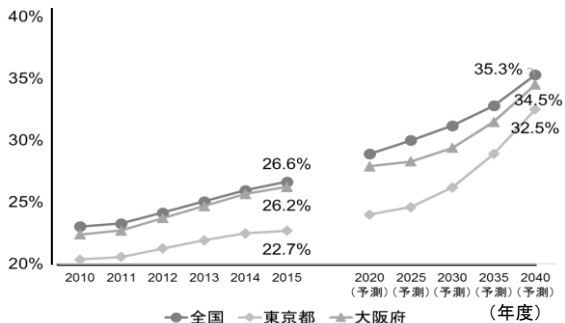
- 日本の人口減少が進むなか、大阪府の人口は、2018年度から2040年度の22年間で約12%の減少となる見込みである。
- 大阪府における65歳以上の高齢者が占める割合は2015年度時点で26.2%であり、今後も、大阪府の高齢化は全国の傾向と同様に進行し、2040年度には34.5%となる見込みである。
- 人口減少・高齢化社会の進展は、需要・労働力の減少が懸念される。

大阪府の総人口の推移<sup>3</sup>

単位: 万人



全国・東京都・大阪府の高齢化率の推移<sup>4</sup>



課題

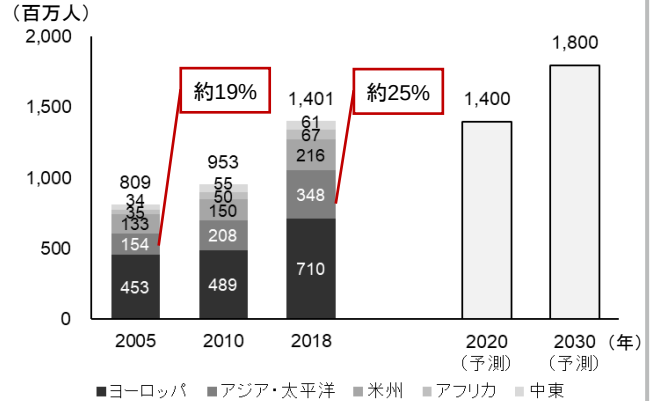
今後市場拡大など将来性が見込まれる  
成長産業に注力する必要がある

## 1-2. 取組みの方向性

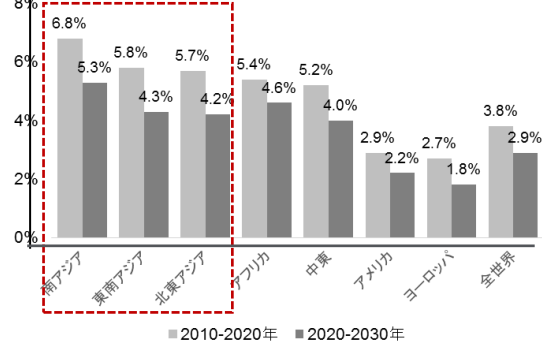
### 1-2-1. 世界の旅行市場の動向

- UNWTO(国連世界観光機関)によると、世界の旅行者数は、年々増加傾向にあり、2020年には14億人、2030年には18億人にまで増加すると推計されているが、2018年には既に14億人の目標を達成している。
- 地域別では、ヨーロッパの旅行者数が全体の約5割を占めているが、成長の大きなけん引役となったのは、アジア・太平洋地域で、2005年には全体の旅行者数の約19%であったが、2018年は、約25%まで増加している。
- また、今後も世界の国際観光客数は増加傾向であり、特に、南・東南・北東アジアは、欧米に比べ、今後も高い伸びが予測されている。

世界の旅行者数の長期予測値<sup>5</sup>



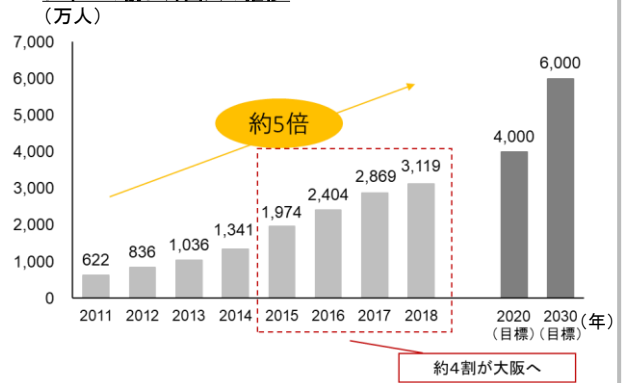
国際観光客の平均伸び率の予測<sup>6</sup>



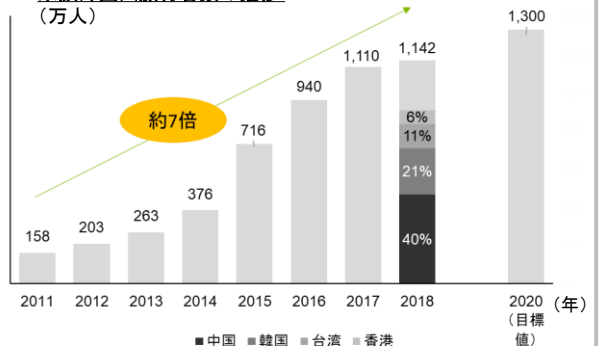
### 1-2-2. 訪日・来阪外国人の動向、今後の見込み

- 日本では、中国をはじめ、アジア諸国等におけるビザ発給要件の緩和や航空便数の増加、アジアを中心とした経済発展等を背景に、訪日外国人旅行者数は大きく増加し、過去最高を更新している。
- 政府は、「成長戦略実行計画」等において、観光は、我が国の成長戦略の柱であるという認識のもと、今後も拡大する世界の観光需要の取り込みに向けて、訪日外国人旅行者数を2020年には4,000万人、2030年には6,000万人という目標を掲げている。
- 大阪では、2018年の来阪外国人旅行者数が、約1,142万人となり、これは日本全体の約4割を占めている。また、2011年と比較すると全国の伸び率を上回り、約7倍の増加となっている。この要因は、中国・韓国をはじめとするアジアからの旅行者の増加によるものであり、全国的な訪日外国人の増加傾向に加えて、関西国際空港へのLCCの就航便数や中国路線の大幅な増加などが背景にあると考えられる。
- 大阪では、「大阪都市魅力創造戦略2020」において、来阪外国人旅行者数を2020年に1,300万人にするという目標を掲げ、大阪の魅力発信など様々な取組みを進めている。

日本への訪日外国人の推移<sup>7</sup>



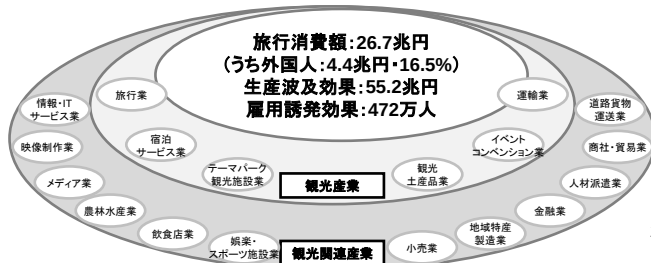
来阪外国人旅行者数の推移<sup>8</sup>



### 1-2-3. 訪日外国人の増加に伴う経済への効果

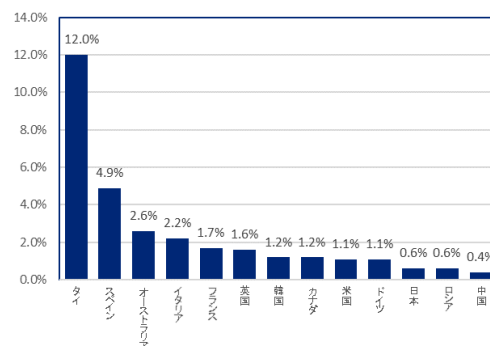
- 観光産業は裾野が極めて広く、旅行業・宿泊サービス業・運輸業等にとどまらず、様々な幅広い産業分野への波及効果があり、地域経済の活性化、雇用促進といった効果も見込まれる。こうした効果につながる持続可能な観光業を促進することは、SDGsのターゲットの1つにもなっている。
- インバウンド消費の規模を対名目GDP比で国際的に比較すると、日本の水準は0.6%と他の先進諸国に比べて低い水準となっており、さらなる拡大の余地がある。
- また、国内旅行・海外旅行を含めた日本人の旅行消費額の水準は、国際的に見ても低い水準に止まっており、国際的比較の観点からは拡大の余地があると見込まれる。

観光産業の生産波及効果・雇用促進効果(2017年)<sup>11</sup>

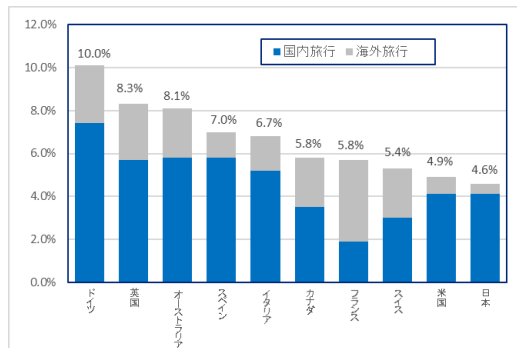


- 日本では、人口減少が進み、消費の減少が懸念されるところであるが、訪日外国人8人分の消費(もしくは国内宿泊旅行者25人分)が定住人口1人分の消費に相当することから、今後、観光交流人口を増大させることが重要になってくる。
- 政府は、訪日外国人による旅行消費額を2020年には8兆円(2015年の2倍超)、2030年には15兆円との目標を掲げ、日本のさらなる経済成長に向けて、訪日外国人の消費を一層拡大させていくことをめざしている。

インバウンド消費対名目GDP比の国際比較(2016年)<sup>9</sup>

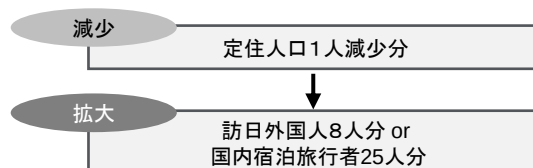


国民観光消費対名目GDP比の国際比較<sup>10</sup>

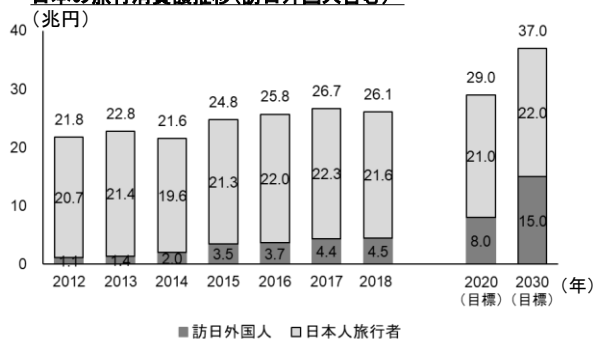


※時点は、ドイツは2015年、英国は2014年、オーストラリアは2015年、スペインは2013年、イタリアは2010年、カナダは2016年、フランスは2015年、スイスは2011年、米国は2015年、日本は2015年

観光交流人口増大の経済効果(2017年)<sup>12</sup>



日本の旅行消費額推移(訪日外国人含む)<sup>13</sup>



取組みの  
方向性

大きなニーズと将来性があり、経済効果の大きい  
観光分野を基幹産業としていく必要がある



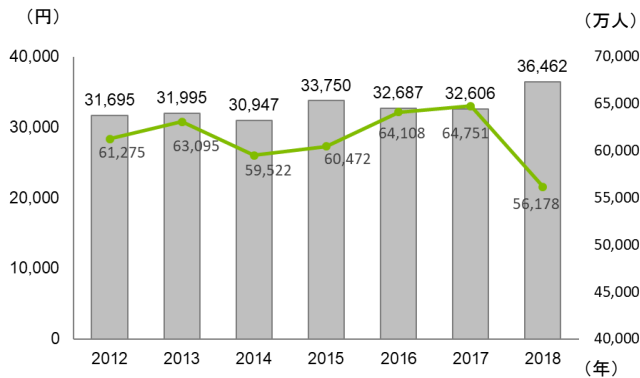
# 1-3. 観光分野の基幹産業化に向けた視点

## 1-3-1. 滞在型観光の推進

### ■ 日本人国内旅行者数・消費単価

- 2018年の日本人の国内延べ旅行者数は、年間約5億6千万人、1人1回あたりの消費単価は約3万6千円で、近年、堅調に推移している。
- 人口減少が見込まれるなか、国内での旅行消費額に占める日本人の割合は依然として高いことから、滞在日数の増加などにより、消費額の維持に努めていく必要がある。

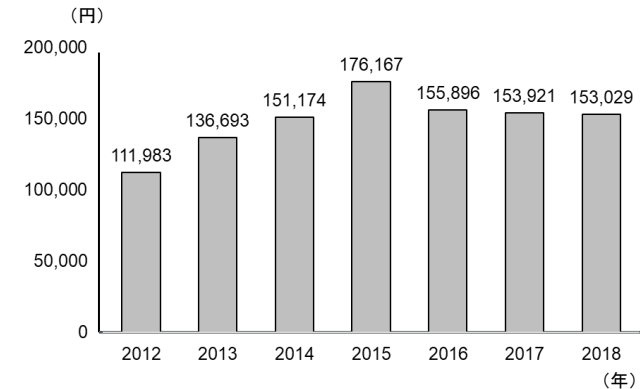
日本人国内旅行者数と消費単価の推移<sup>14</sup>



### ■ 外国人旅行消費額

- 訪日外国人消費単価は、2015年に約17万6千円と過去最高となったが、2018年には約15万3千円に減少している。
- 1人1回あたりの旅行消費支出総額(パッケージツアー参加費含む)を国籍・地域別に見ると、オーストラリアや中国が高い一方で、来阪外国人旅行者の約3割を占める台湾・韓国は、全体平均を下回っており、質の高い観光サービスの充実、夜間経済の活性化、広域観光の推進、富裕層対策の強化などにより、宿泊日数や消費を伸ばす滞在型観光モデルの仕組みづくりが必要である。

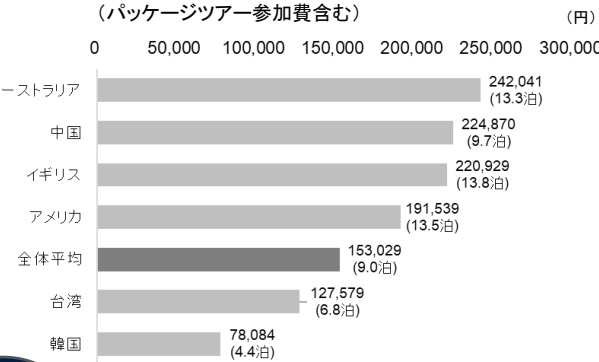
訪日外国人の旅行消費単価の推移<sup>15</sup>



### ■ 訪問地別 旅行支出・平均泊数

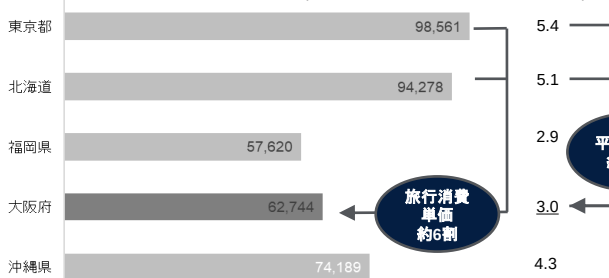
- 2018年の訪問地別に見る訪日外国人旅行者の1回あたり旅行消費単価(パッケージツアー参加費に含まれる宿泊料金などの滞在費は含まない)及び平均泊数については、大阪は、東京や北海道の6割となっており、今後、拡大を図る余地が十分にある。

国籍・地域別にみる訪日外国人1人1回あたり旅行消費支出総額(2018年)<sup>16</sup>



訪問地別の訪日外国人1人1回あたり旅行消費単価(2018年)<sup>17</sup>

(パッケージツアー参加費に含まれる宿泊料金などの滞在費は含まない)  
旅行支出(円) 平均泊数(日)



旅行消費単価  
約6割

平均泊数  
約6割

## ■ エンターテインメントや魅力発信機能の充実

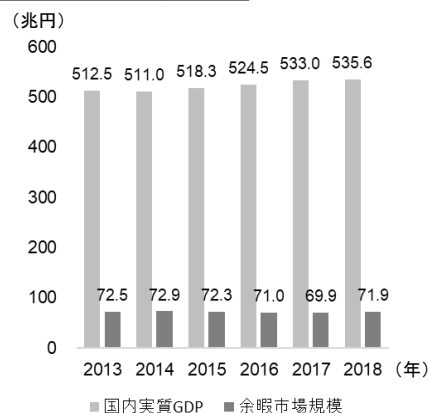
### ➤ 余暇市場及び訪日外国人の旅行消費額

- 国内実質GDPは緩やかな増加傾向にあるが、余暇市場は近年、緩やかに減少しており、日本のレジャー・娯楽への消費額は伸び悩んでいる。
- また、訪日外国人の2018年の旅行支出4兆5,189億円（観光庁統計）のうち、現地ツアーや芸術鑑賞、スポーツ観戦などの支出を示す娯楽サービス費は1,738億円で支出全体の約4%にとどまっている。
- これらの消費額をより伸ばしていくためには、世界一流のエンターテインメントや思い出になるアクティビティなどの充実による滞在型観光を実現し、消費単価の増加に繋げることが求められている。併せて、全国各地の様々な魅力や知られざる魅力を発掘・紹介し、需要を掘り起こすような魅力発信機能の充実も必要である。

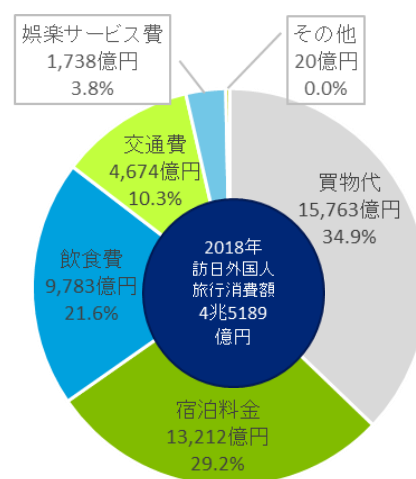
### ➤ 「楽しい国 日本」の実現に向けた取組み

- 観光庁は、2018年の訪日外国人1人あたり消費額15.3万円を2020年には20万円（8兆円÷4,000万人）、2030年には25万円（15兆円÷6,000万人）を目標としている。
- 観光庁では、その目標の達成に向けて、体験型観光についての消費を促していくことが必要であると考え、有識者会議を設置し、同会議において体験型コンテンツの定番化や新たな体験型コンテンツの掘り起こしなどの施策について提言をとりまとめたところである。

日本GDPと余暇市場の推移<sup>18</sup>



費目別 訪日外国人の旅行消費額<sup>19</sup>



## 【参考】「楽しい国 日本」の実現に向けて（提言） 2018年3月の概要

提言に盛り込まれた主な施策

### 1. 地域の観光資源を活用した体験型コンテンツの定番化

- (1) 地域固有の自然の更なる観光活用
- (2) 我が国の生活・文化に触れる体験機会の提供
- (3) お祭りの訪日外国人への開放
- (4) 温泉の観光資源としての更なる活用

### 2. 新たな体験型コンテンツを観光資源として掘り起こす取組

- (1) ナイトタイムの有効活用
- (2) モーニングタイムの有効活用
- (3) 付加価値の高い美容サービスの提供
- (4) 観戦型スポーツの訪日外国人への開放
- (5) ビーチの観光資源としての見直し

### 3. 体験型観光の充実を支える取組

- (1) チケット購入の簡易化
- (2) 公共空間の柔軟な活用
- (3) エンターテインメントコンテンツの鑑賞機会の拡大
- (4) VR・AR等の最新技術の活用



# 1-3-2. 世界水準のMICE施設の整備

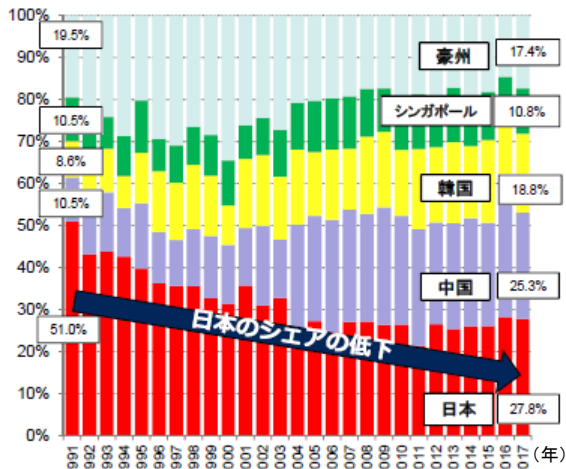
## ■意義

- MICEは、交流人口増だけでなくMICEに参加する国際人材や企業・学会等とのネットワーク構築により開催地のビジネス・イノベーションの機会を創造するものである。
- また、MICE参加者の消費額・宿泊数は一般観光客のそれよりも多いため、地域への経済効果が高く、かつ開催都市の国際的認知度やブランド力の向上に資するものである。
- さらに、MICE開催に関連する産業は多岐に渡っており、施設事業者、会議・展示会運営事業者はもとより、宿泊業、旅行業、運輸業、飲食業、その他地域の経済活動を支える多様な企業との関連が高い。
- そのため、世界的にMICE誘致が経済活性化の有効な手法として注目されてきており、誘致競争は年々激化してきている。

## ■現状

- 世界における国際会議の開催件数は、過去数年間約13,000件で推移しており、日本においては、2018年に過去最高となる492件の国際会議が開催されている。しかしながら、アジア主要5カ国（日本・中国・韓国・シンガポール・豪州）で開催された国際会議件数に対する日本のシェアは低下傾向にある。また、大阪の国際会議開催件数の世界順位は196位にとどまっている。

アジア・大洋州主要国の国際会議開催件数シェア推移(ICA基準)<sup>22</sup>



MICE推進の意義(大阪におけるMICE推進方針より)

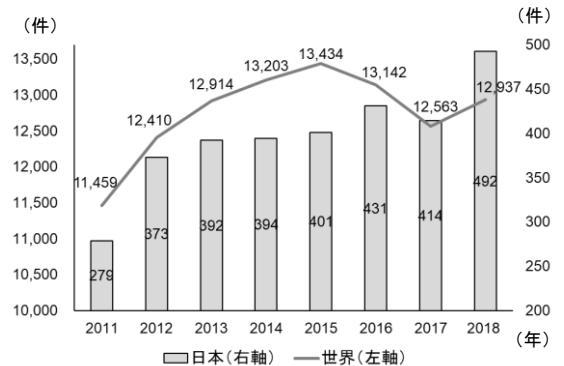


※MICEとは、会議(Meeting)、報奨・研修旅行(Incentive Travel)、国際会議(Convention)、展示会・見本市/イベント(Exhibition/Event)の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

日本の国際会議による経済効果(ICA基準)(2016年)<sup>20</sup>

|                     | 企業会議      | 報酬・研修旅行 | 国際会議    | 展示会・見本市   |
|---------------------|-----------|---------|---------|-----------|
| 外国人1人当たり<br>総消費額    | 32.5万円    | 32.0万円  | 37.3万円  | 27.5万円    |
| 経済波及効果<br>「直接」+「間接」 | 1,613.7億円 | 568.9億円 | 769.3億円 | 1,618.0億円 |
| 雇用効果<br>(就業者全体)     | 14,609人   | 4,928人  | 7,028人  | 14,352人   |
| 誘発税収額               | 126.1億円   | 45.2億円  | 60.4億円  | 124.8億円   |

世界・日本の国際会議開催件数推移(ICA基準)<sup>21</sup>



市別 国際会議開催件数(ICA基準)<sup>23</sup>

| 2018年<br>世界順位 | 都市     | 2018年<br>開催件数 | 2017年<br>開催件数 | 2016年<br>開催件数 | 2015年<br>開催件数 |
|---------------|--------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 8位            | シンガポール | 145件          | 160件          | 151件          | 156件          |
| 13位           | 東京     | 123件          | 101件          | 95件           | 80件           |
| 15位           | ソウル    | 122件          | 142件          | 137件          | 117件          |
| 41位           | 京都     | 59件           | 46件           | 58件           | 45件           |
| 103位          | 福岡     | 26件           | 17件           | 23件           | 30件           |
| 196位          | 大阪     | 15件           | 17件           | 25件           | 23件           |

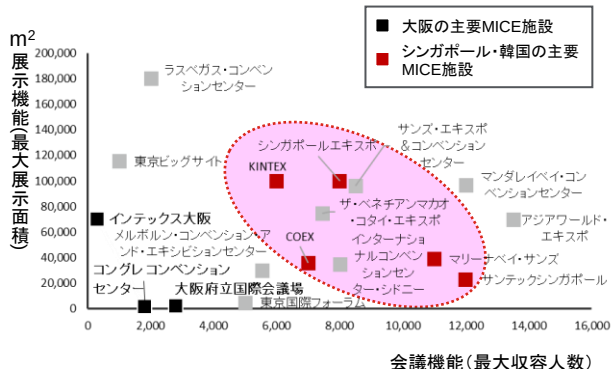
- アジアの中で順位の高いシンガポールやソウルでは、シンガポールエキスポやマリーナベイ・サンズ（シンガポール）、KINTEX・COEX（ソウル）など、展示機能・会議場機能双方のバランスが取れたMICE施設、いわゆるオールインワンMICE（一定規模の展示施設と会議場を併設し、ホテル・飲食施設・物販施設・エンターテインメント施設などが徒歩圏内に立地した施設）が整備されている。
- 一方、大阪のMICE施設は、どちらかの機能に偏っているため、大規模MICE開催に対応可能な一定規模の展示機能・会議場機能を有し、一体的に整備・運営されるMICE施設が必要である。
- 国内のMICE施設は、公設民営による事業形態が多いところであるが、厳しい財政状況のなか、新たなMICE施設の整備にあたっては、民間の知恵と工夫を最大限に活かしていく必要がある。

### 1-3-3. 宿泊施設の充実

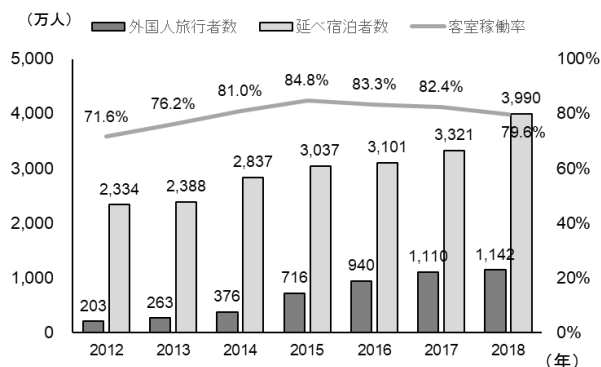
- 大阪府の延べ宿泊者数は、外国人旅行者の増加に伴って増え続けており、客室稼働率は高止まりの状況にある。（大阪府内宿泊施設の客室稼働率は、2014-17年は4年連続全国1位、2018年は全国2位）
- 大阪市の「宿泊施設の現状と見込み（2016年4月）」や民間調査による宿泊需要予測によると、2020年時点では、宿泊数を充足するだけの客室数は確保されると見込まれている。しかしながら、2020年以降も世界の国際観光客数の増加が見込まれるとともに、日本でも2030年には6,000万人という目標を掲げていることから、将来を見据えた需要予測に対応していく必要がある。
- また、ホテルのグレードという観点においては、大阪市の宿泊施設が世界主要都市及び東京と比べ、4つ星以上のホテル数が少ない状況にある。
- 今後、快適でゆとりのある居室空間を提供するホテルなど、宿泊施設の充実に向けた取組みを強化する必要がある。

#### 大阪・主要MICE施設規模の分布<sup>24</sup>

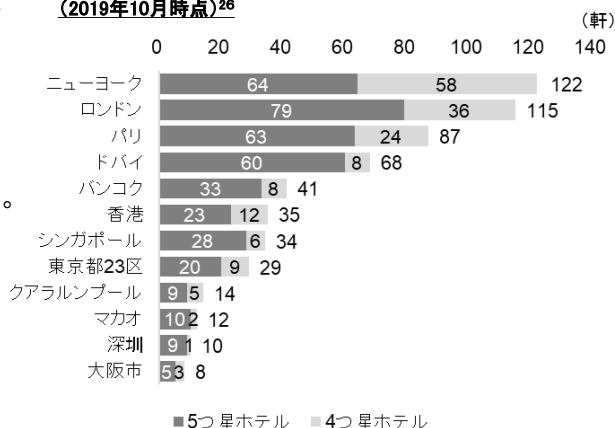
※ 会議場機能と展示会場機能の両方を持っている施設のみを対象



#### 大阪府の外国人旅行者数と延べ宿泊者数<sup>25</sup>



#### 世界主要都市および東京・大阪のラグジュアリーホテル数（2019年10月時点）<sup>26</sup>



視点

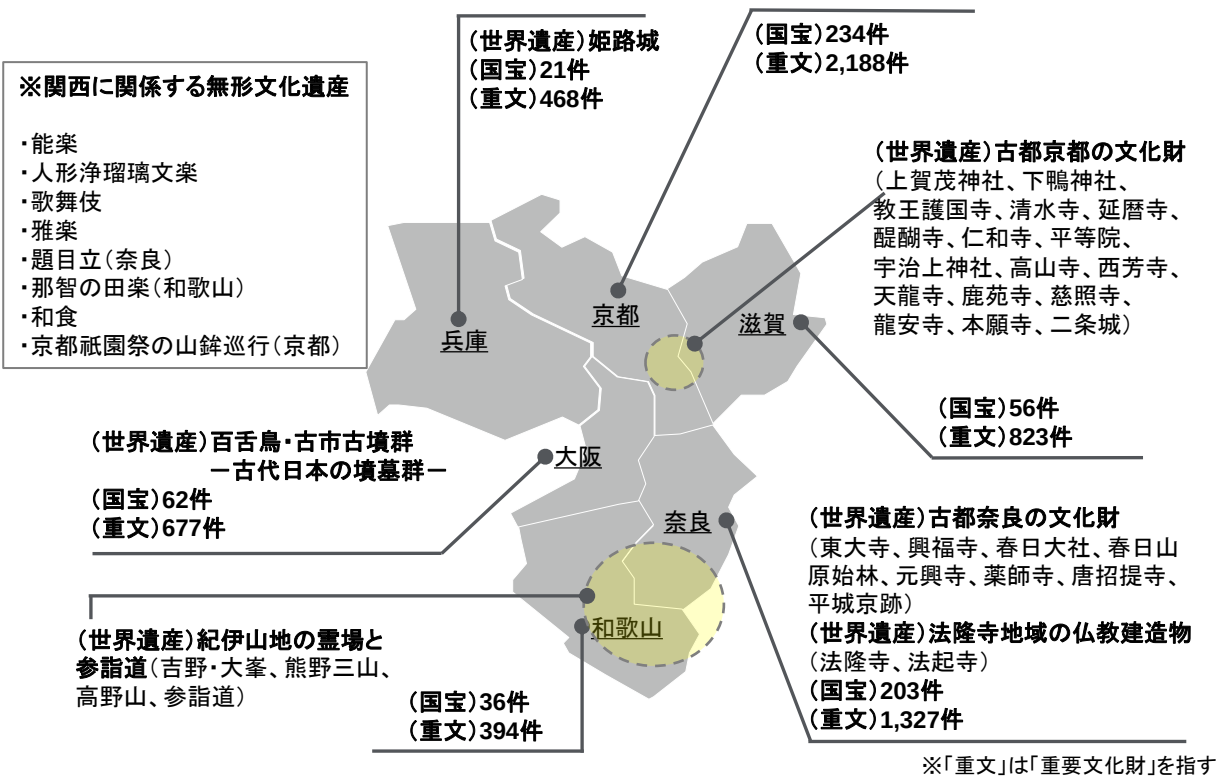
インバウンドの増加を確実に経済成長に取り込むため、滞在型観光の推進や世界水準のMICE施設の整備などが必要である

# 1-4. 大阪・関西のポテンシャル

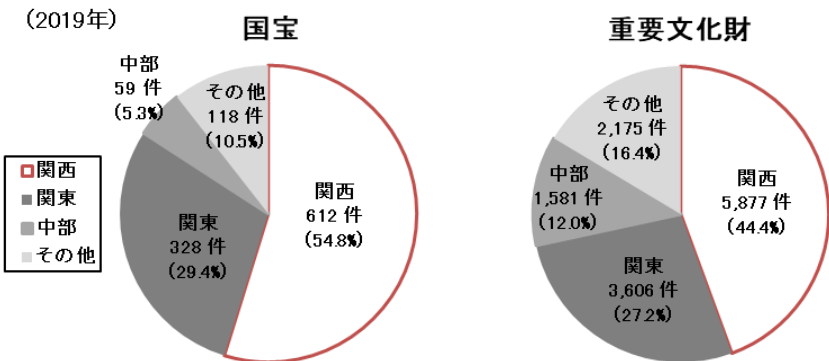
## ① 歴史的・文化的特性

- 大阪や関西には、古くからの都の存在などにより豊富な観光資源(自然・文化・気候・食)が集積
- 関西には、「法隆寺地域の仏教建造物」、「古都奈良の文化財」、「古都京都の文化財」、「姫路城」、「紀伊山地の霊場と参詣道」、「百舌鳥・古市古墳群」といった世界遺産が存在
- 国宝の登録件数は54.8%、重要文化財は44.4%と関西が日本国内で最多となるなど、文化財が集積

関西地区の観光資源の分布状況<sup>27</sup>



国宝及び重要文化財の地域別登録件数<sup>28</sup>

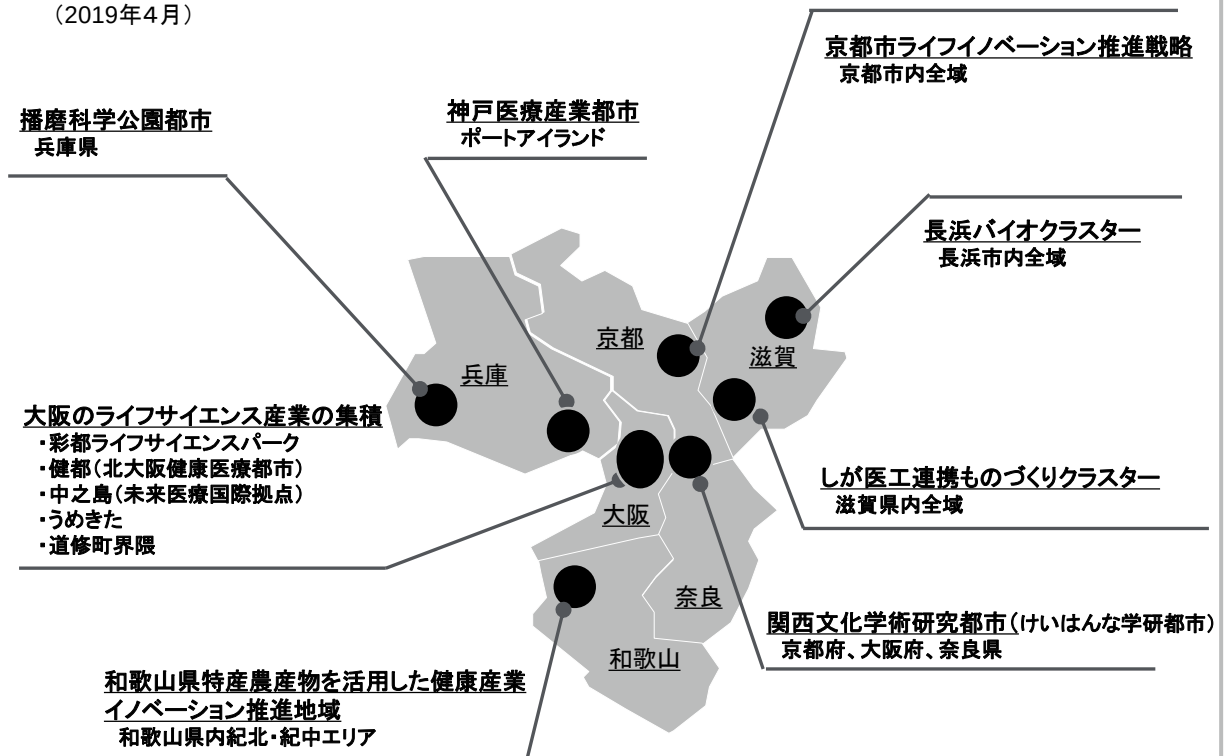


## ② 経済的特性

- 大阪、関西で主要国1ヶ国分の人口・経済規模  
(関西の人口:約2,000万人／関西のGDP:スイスの約6,793億米ドルに相当)
- 世界有数の大学・研究機関や、各業種・分野の企業、産業支援機関等が地理的に集積した「産業クラスター」が形成
- 特に、大阪・関西が強みを有するライフ、グリーンなど幅広い分野の企業が集積

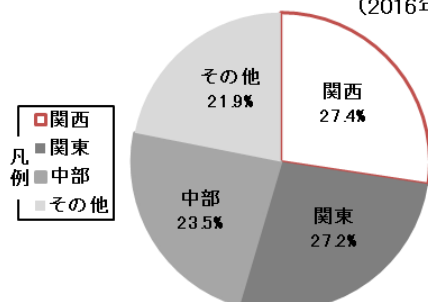
### 産業クラスターの集積<sup>29</sup>

(2019年4月)



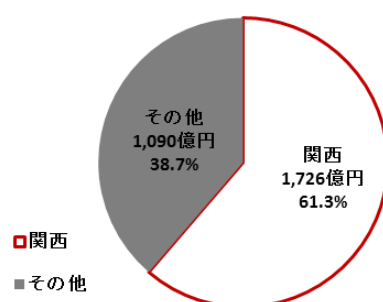
### 国内医薬品関連出荷額<sup>30</sup>

(2016年)



### リチウムイオン電池国内シェア<sup>31</sup>

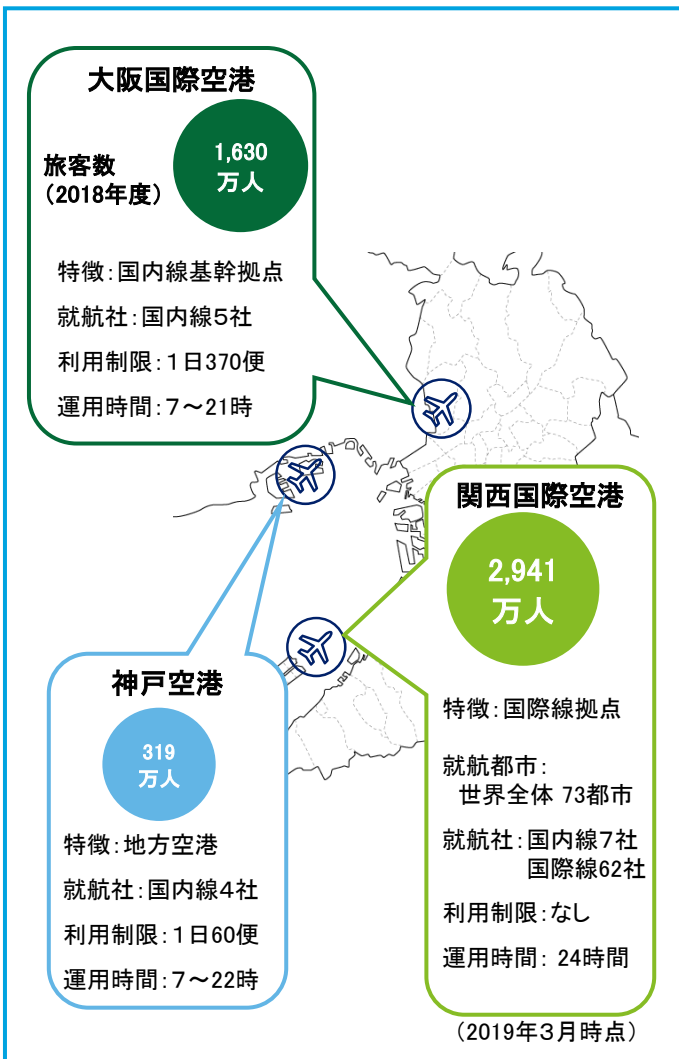
(2012年)



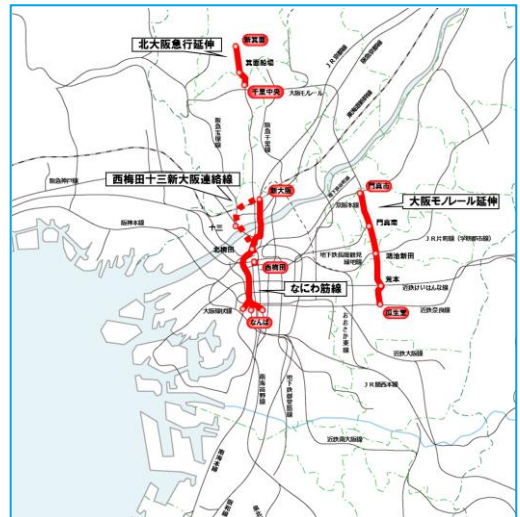
### ③ 地理的・立地的特性

- 大阪は関西の中心に立地し、瀬戸内海とも隣接（海の玄関口）
- アジア諸国等との充実したネットワークをもつ関西国際空港をはじめ、大阪国際空港・神戸空港を有し、今後、一体運営による相乗効果が期待
- 既存の充実した鉄道・高速道路ネットワークが今後も拡大
- 航空・道路・鉄道などの充実した交通インフラを活用した日本各地へのハブ機能

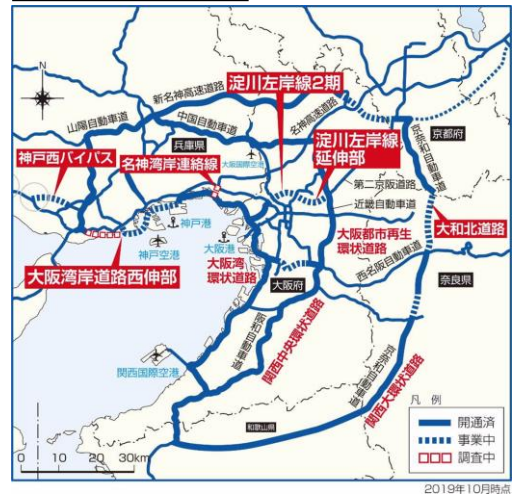
#### 空港ネットワーク<sup>32</sup>



#### 鉄道ネットワーク<sup>33</sup>



#### 高速道路ネットワーク<sup>34</sup>

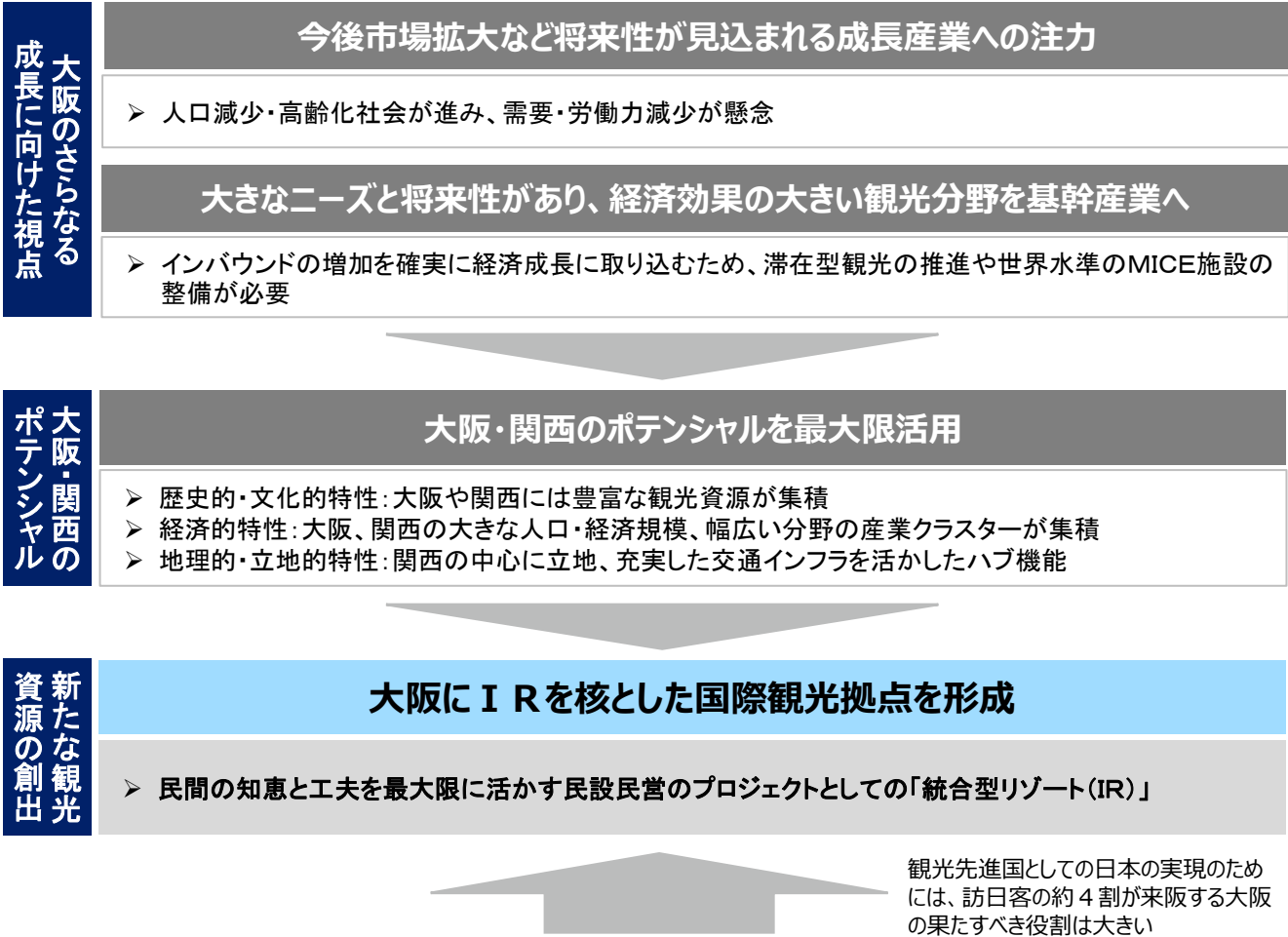


ポテン  
シャル

観光産業の基幹産業化に向けて、大阪・関西の有する  
大きなポテンシャルを最大限活用する必要がある



1－5. IRの意義



日本におけるIR導入の方針

公共政策としての日本型IRの政策目標

IRを原動力に、観光先進国としての日本を実現

MICEを通じた国際的な人や知の交流による新たなビジネス・イノベーション機会の創造、国・都市の競争力向上

世界で勝ち抜くMICEビジネスの確立

滞在型観光モデルの確立

世界に向けた日本の魅力発信

日本のコンテンツを活かしたワールドクラスのショービジネスを育てることを通じて、日本の新たな魅力創出

日本の魅力のショーケース・ゲートウェイとしての機能を発揮し、我が国に対する国際的な認知の有様を変革

特定複合観光施設区域整備法の目的

①観光振興 ②地域経済振興 ③財政改善

国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現

地域の創意工夫・民間活力の活用／健全なカジノ事業収益の活用

日本型IRが有すべき機能・施設（特定複合観光施設）

|                |                   |                      |                  |
|----------------|-------------------|----------------------|------------------|
| カジノ施設          | 【1号施設】<br>国際会議場施設 | 【2号施設】<br>展示等施設      | 【3号施設】<br>魅力増進施設 |
| 【4号施設】<br>送客施設 | 【5号施設】<br>宿泊施設    | 【6号施設】<br>来訪及び滞在寄与施設 |                  |



# 1-6. IRの立地

## ■ 夢洲の概要

- 大阪湾の中心にある大阪港のベイエリアに位置し、面積約390haの広大な埋立地
- 東側は、高規格のコンテナ物流拠点が供用（夢洲コンテナターミナル）  
西側には、大規模太陽光発電（メガソーラー）を設置しているが、大部分が未利用地
- 中央より南側は、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の会場予定地

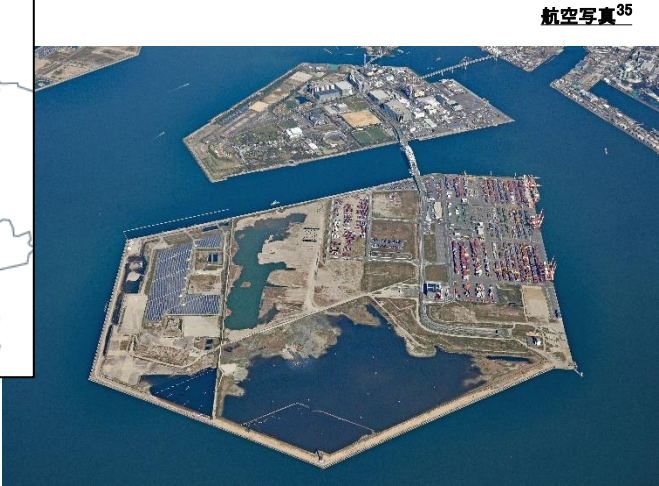
## ■ 夢洲のポテンシャル

### 広大な用地

- 都心と隣接したところに、広大な用地の確保が可能
- 臨海部のため、海を活かした非日常空間が創出できる

### インフラ

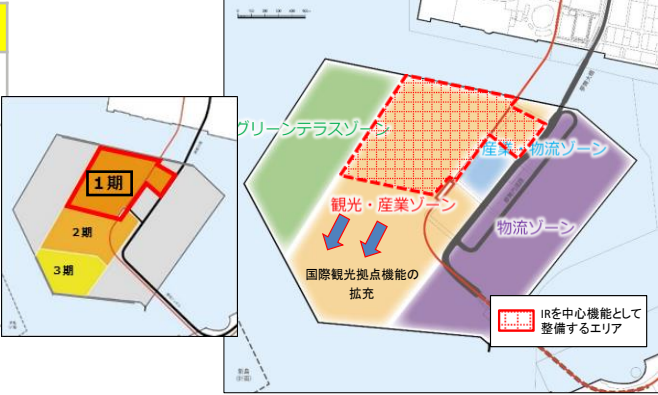
- 都心や関西国際空港との高速道路が整備されるなど、周辺都市のみならず、西日本各地とのネットワーク形成が可能
- 地震や津波など災害に対する安全性の確保が可能



航空写真<sup>35</sup>

## ■ 夢洲における段階的整備のスケジュール（夢洲まちづくり構想をもとに作成）

|       | 第1期                                                                | 第2期                                   | 第3期                |
|-------|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|--------------------|
| 区域    | 約70ヘクタール                                                           | 約60ヘクタール                              | 約40ヘクタール           |
| 導入施設例 | ■ IR（統合型リゾート）<br>・ MICE施設<br>・ エンターテインメント施設<br>・ 商業・飲食施設<br>・ 宿泊施設 | ■ エンターテインメント施設<br>・ 産業・ビジネス機能及びその関連機能 | ■ 長期滞在者の機能及びその関連機能 |

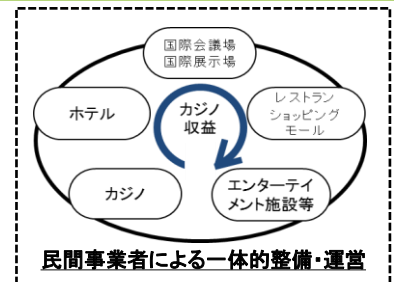


ポテンシャルの高い夢洲へのIR立地を出発点として、  
ベイエリアの活性化につなげる

## 【参考】

# 統合型リゾート(IR: Integrated Resort)とは？

- IRは、カジノ施設とその他の施設が一体となっている施設であり、民間事業者が設置及び運営する施設
- IR事業者は、カジノ施設からの収益により、大規模な投資を伴う施設の採算性を担保している



## 特定複合観光施設区域整備法（IR整備法）の概要

(注)第3回特定複合観光施設区域整備推進本部会合資料より

### 1. 目的

- 適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、必要な事項を定め、もって観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目的とする

### 2. 特定複合観光施設(IR)区域制度

- 「特定複合観光施設」は、カジノ施設と①国際会議場施設、②展示等施設、③我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演等による観光の魅力増進施設、④送客施設、⑤宿泊施設から構成される一群の施設(⑥その他観光客の来訪・滞在の促進に寄与する施設を含む)であって、民間事業者により一体として設置・運営されるものとする
- 国土交通大臣による基本方針の作成、都道府県又は政令市(都道府県等)は公募により民間事業者を選定した上で区域整備計画の共同作成・認定申請、国土交通大臣による区域整備計画の認定やIR事業者の監督等所要の制度を規定
- 認定申請に当たり、都道府県はその議会の議決及び立地市町村の同意、政令市はその議会の議決を要件化
- 認定申請に関する立地市町村の同意に当たっては、条例により立地市町村の議会の議決事項とすることも可能
- 認定区域整備計画の数の上限は3とする
- IR事業者に対し、カジノ収益の活用に当たって、国土交通大臣による毎年度の評価結果に基づき、IR事業の事業内容の向上、認定都道府県等が実施する施策への協力に充てるよう努めることを義務付け

### 3. カジノ規制

- IR事業者は、カジノ管理委員会の免許(有効期間3年・更新可)を受けたときは、カジノ事業を行うことができる。この場合、免許に係るカジノ行為区画で行う、免許に係る種類及び方法のカジノ行為については、刑法第185条(賭博)及び第186条(常習賭博及び賭博場開張等図利)は適用しない
- その他のカジノ事業関係者(主要株主等、カジノ施設供用事業者、施設土地権利者、カジノ関連機器メーカー等)についても、免許・許可・認可制とする
- カジノ施設を1に限定するほか、カジノ行為区画のうち面積制限の対象部分及び上限値を政令等で規定
- カジノ事業者は、業務方法書、カジノ施設利用約款、依存防止規程(本人・家族申告による利用制限を含む)及び犯罪収益移転防止規程の作成を義務付け、免許申請時にカジノ管理委員会が審査(変更は認可が必要)
- 日本人等の入場回数を連続する7日間で3回、連続する28日間で10回に制限。本人・入場回数の確認手段として、マイナンバーカード及びその公的個人認証を義務付け
- 20歳未満の者、暴力団員等、入場料等未払者、入場回数制限超過者については、カジノ施設への入場等を禁止。カジノ事業者に対しても、これらの者を入場させてはならないことを義務付け
- このほか、カジノ行為の種類及び方法・カジノ関連機器等、特定金融業務(貸付け等)、業務委託・契約、広告・勧誘、カジノ施設等の秩序維持措置、従業者等について所要の規制を行う

### 4. 入場料・納付金等

- 日本人等の入場者に対し、入場料・認定都道府県等入場料として、それぞれ3千円/回(24時間単位)を賦課
- カジノ事業者に対し、国庫納付金(①カジノ行為粗収益(GGR)の15%及び②カジノ管理委員会経費負担額)、認定都道府県等納付金(GGRの15%)の納付を義務付け
- 政府及び認定都道府県等は、納付金の額に相当する金額を、観光の振興に関する施策、地域経済の振興に関する施策その他の法の目的等を達成するための施策並びに社会福祉の増進及び文化芸術の振興に関する施策に必要な経費に充てるものとする

### 5. カジノ管理委員会

- 内閣府の外局としてカジノ管理委員会を設置。委員長及び4名の委員は両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命
- カジノ事業者等に対する監査、報告の徴収及び立入検査、公務所等への照会、調査の委託、監督処分等について規定

### 6. 施行期日等

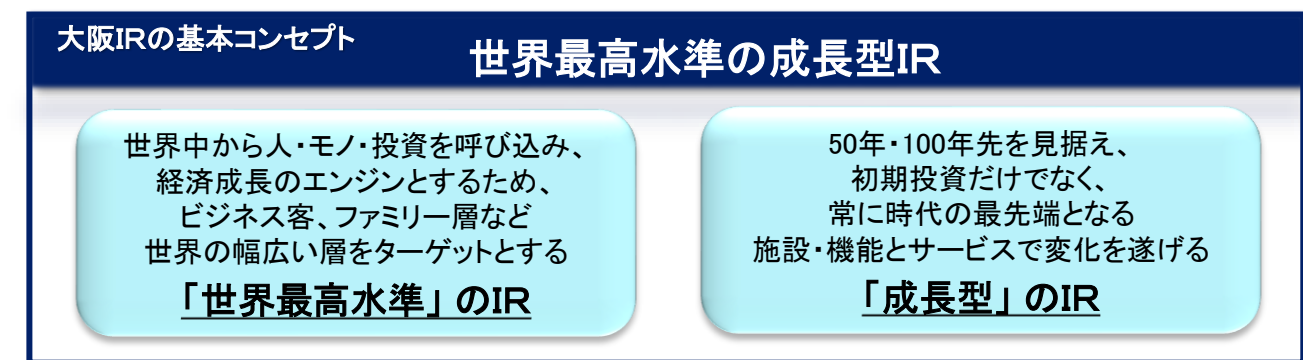
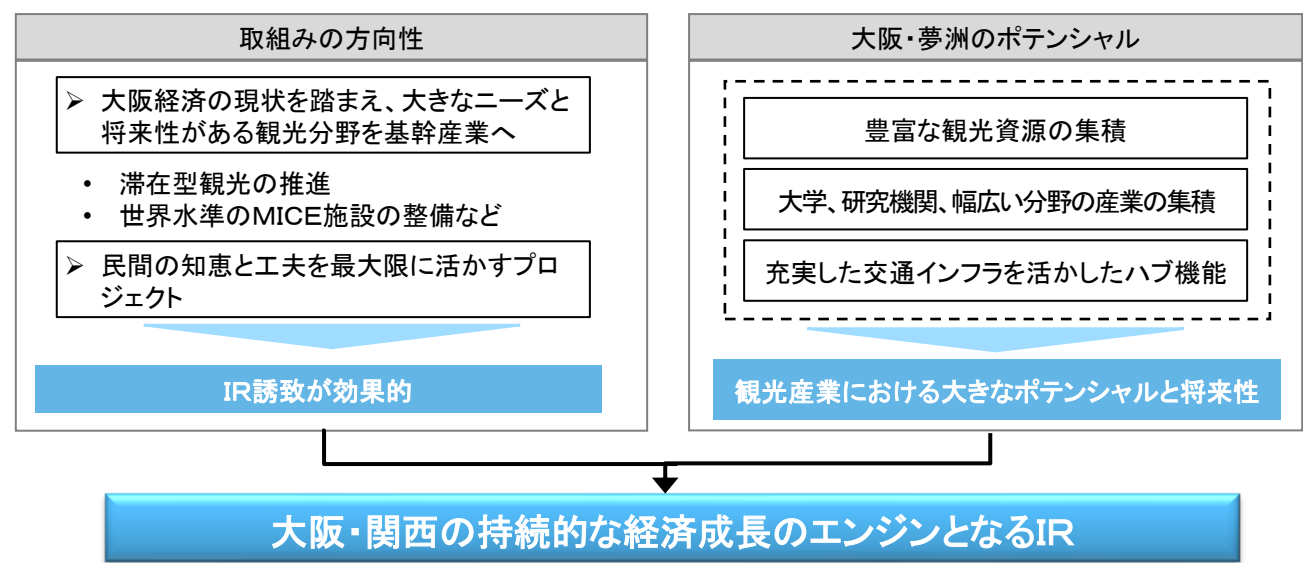
- 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において、順次、政令で定める日から施行
- 最初の区域整備計画の認定日から起算して5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要がある場合に所要の措置。ただし、認定区域整備計画の数については、「7年を経過した場合」とする

## 2. 大阪IRのめざす姿

# 2. 大阪IRのめざす姿

## 2-1-①. 基本コンセプト

■ 世界中から人・モノ・投資を呼び込み、大阪・関西の持続的な経済成長のエンジンとなる大阪IRの実現に向けて、「世界最高水準の成長型IR」を基本コンセプトとするとともに、3つの成長の方向性を定め、具体的な取組みを進める。



## 2-1-②. 大阪IRのめざす姿

- 大阪IRの基本コンセプト、3つの成長の方向性のもと、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現に向けて、「大阪の都市的な魅力」や「関西の豊富な観光資源」といった大阪・関西のポテンシャルを最大限に活用し、日本経済のさらなる成長に寄与する、大阪ならではのIRを実現する。

### 大阪IRの想定事業モデル

※数値は概算

敷地面積

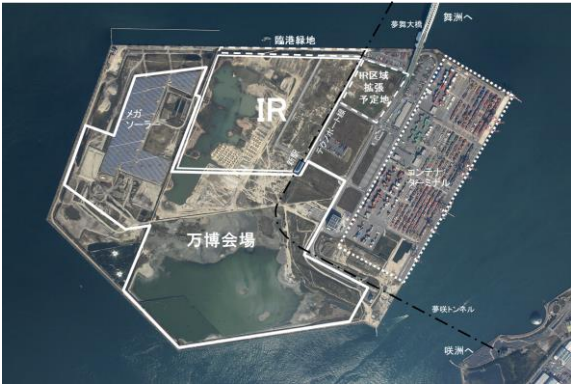
約 49ha  
(第1期区域面積約70haより道路等の  
公共施設用地やIR区域拡張予定地  
を除いた面積)

投資規模

9,300 億円

施設規模

総延床面積 100 万㎡  
・国際会議場: 1万2,000人対応  
・展示場: 10万㎡  
・宿泊施設: 3,000室 など



年間来場者数

1,500 万人／年

年間延利用者数

2,480 万人／年  
〔うち ホンゲーミング施設: 1,890万人／年  
ゲーミング施設: 590万人／年〕

年間売上

4,800 億円／年  
〔うち ホンゲーミング売上: 1,000億円／年  
ゲーミング売上(GGR): 3,800億円／年  
↓  
外国人: 2,200億円／年  
日本人: 1,600億円／年〕

※GGR(カジノ行為粗収益)…賭け金総額－顧客への払戻金

#### ◆ 大阪・関西の持続的な成長に向けて

➤ 行政・地域・IR事業者による協議体の設置

- ・ IR事業者の決定後、開業準備の段階をはじめ、開業以降においても、地域の発展やMICEの誘致・推進、ギャンブル等依存症対策などについて、府・市や経済界、IR事業者等による協議体を設置することにより、大阪・関西の持続的な成長をとものにめざす。

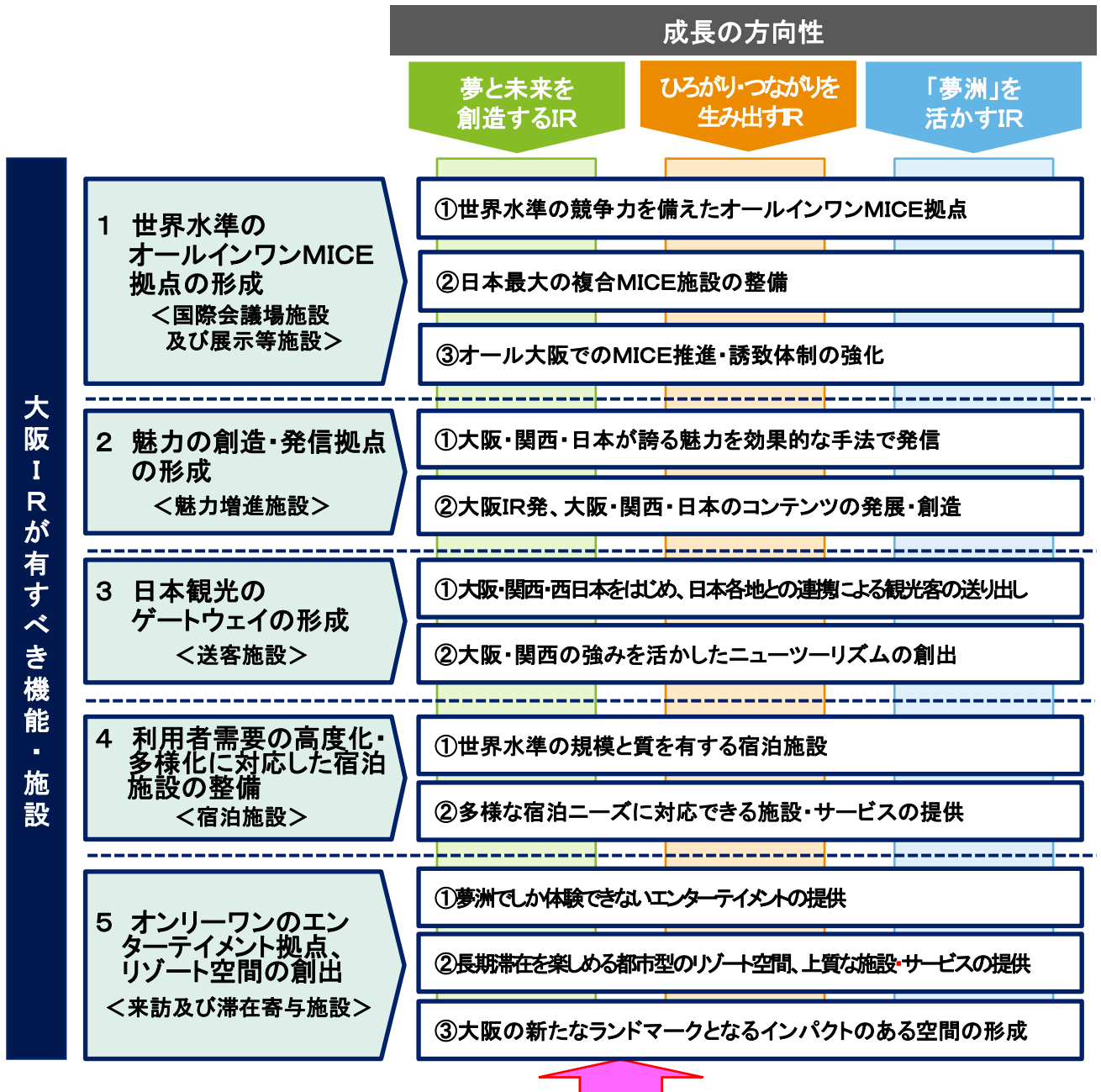
➤ 施設・サービスの魅力向上に向けた継続的な投資による好循環の実現

- ・ エンターテインメント施設などへ継続的な投資を行うことにより、施設・サービスのさらなる魅力の向上、成長を図り、リピーターをはじめ新たな来場者の増加、収益の拡大、再投資といった成長の好循環を実現する。



## 2-2. 大阪IRが有すべき機能・施設

- 特定複合観光施設区域整備法(IR整備法)では、カジノ施設のほか①国際会議場施設、②展示等施設、③魅力増進施設、④送客施設、⑤宿泊施設、⑥来訪及び滞在寄与施設がIR(特定複合観光施設)として位置付けられている。
- これらの中核施設等について、国の考え方をはじめ、大阪IRの基本コンセプトや3つの成長の方向性を踏まえ、大阪IRでは次の機能・施設を有するものとする。



### 【参考】IRの中核施設の具体的な要件に関する基本的な視点(国の考え方)

- 基本的な視点1: 我が国においてこれまでにないクオリティを有する内容
- 基本的な視点2: これまでにないスケールを有する我が国を代表することとなる規模
- 基本的な視点3: 民間の活力と地域の創意工夫

(出典) 特定複合観光施設区域整備推進会議 取りまとめ(平成30年12月4日)



## 2-2-1-①. 世界水準の競争力を備えたオールインワンMICE拠点

MICE誘致に必要な各種施設(上質な宿泊施設や魅力的なエンターテイメント・レストラン・商業施設など)を一体的に整備することにより、世界に訴求力をもつ、オールインワンMICE拠点を整備する。

- 配置や施設計画上の工夫により、柔軟性の高い運用を行える国際会議場・展示等施設を整備
- エンターテイメント施設や商業施設、宿泊施設などのMICE関連施設が機能的に配置された「オールインワン」のMICE拠点を形成
- 広場や親水空間など様々な空間・施設をユニークベニューとして活用したMICE拠点の魅力向上



### 【参考】<sup>マイス</sup>MICEとは？

・MICEとは、多くの集客交流が見込まれる下記ビジネスイベントなどの総称であり、観光振興にとどまらず、「人が集まる」という直接的な効果はもちろん、ビジネス・イノベーションの機会の創造、地域への経済効果、国・都市の競争力向上といった、人の集積や交流から派生する付加価値を生み出すエンジンとなるものである。

#### Meeting

企業等のミーティング 等  
例：海外投資家向け金融セミナー、グループ企業の役員会議 等

#### Incentive Travel

企業が従業員やその代理店等の表彰や研修などの目的で実施。企業報奨・研修旅行とも呼ばれる

#### Convention

国際団体、学会、協会が主催する総会、学術会議 等  
例：世界水フォーラム、各種学会 等

#### Exhibition / Event

文化・スポーツイベント、展示会・見本市  
例：東京国際映画祭、世界陸上、モーターショー 等

## 2-2-1-②. 日本最大の複合MICE施設の整備

世界水準の規模と質を兼ね備える、日本最大の国際会議場及び展示等施設を整備することにより、これまで国内で開催されてこなかった大規模国際会議や大阪・関西が強みを有する産業や先端技術を発信する展示会等、大阪・関西の経済成長を牽引するMICEを誘致・開催する。

- ・世界水準の規模の国際会議場及び展示等施設を誇る大規模複合MICE施設を整備し、都市間競争を勝ち抜き、都市格向上や高い経済波及効果を有するMICEを誘致・開催
- ・大規模な国際会議や展示会のみならず、企業ミーティングやインセンティブツアー、各種イベント等、多様な需要に対応できる機能を備えた質の高いMICE施設を整備

### 【大阪IRに求めるMICE施設】

#### 一体的に配置された複合MICE施設

**国際会議場**  
最大会議室収容人数6千人以上  
1万2千人規模の会議に対応



41

**展示等施設**  
10万㎡以上の展示面積



42

- ✓ アフターコンベンションまで含めた利用者目線の空間構成
- ✓ 多種多様な催事に対応できるフレキシブルなレイアウト
- ✓ 多彩な演出が可能となる最先端設備の導入 等

### 【国内及び海外MICE施設との比較※1】

#### ■ 国内の国際会議場

| 施設名       | 最大会議室<br>収容人数(人) | 会議施設全体<br>収容人数(人) |
|-----------|------------------|-------------------|
| 東京国際フォーラム | 5,012            | 10,642            |
| パシフィコ横浜※2 | 5,002            | 11,276            |
| 大阪府立国際会議場 | 2,754            | 8,578             |

#### ■ 国内の展示等施設

| 施設名      | 展示面積(㎡) |
|----------|---------|
| 東京ビッグサイト | 115,420 |
| 幕張メッセ    | 75,098  |
| インテックス大阪 | 70,078  |

#### ■ 海外の大規模複合MICE施設

| 都市     | 施設名                | 最大会議室<br>収容人数(人) | 展示面積(㎡) |
|--------|--------------------|------------------|---------|
| マカオ    | The Venetian Macao | 約6,100(7,450)※3  | 74,682  |
| シンガポール | Marina Bay Sands   | 約5,400(7,000)※3  | 31,750  |

※1 特定複合観光施設区域整備推進会議資料及び各社ホームページを基に作成

※2 2020年春に最大の会議室収容人数5,948人、施設全体の収容人数11,158人の新施設「ノース」が開業予定

※3 括弧内は各施設が公表している最大会議室収容人数、括弧外は国が面積を基準に算出した標準的な収容人数を記載

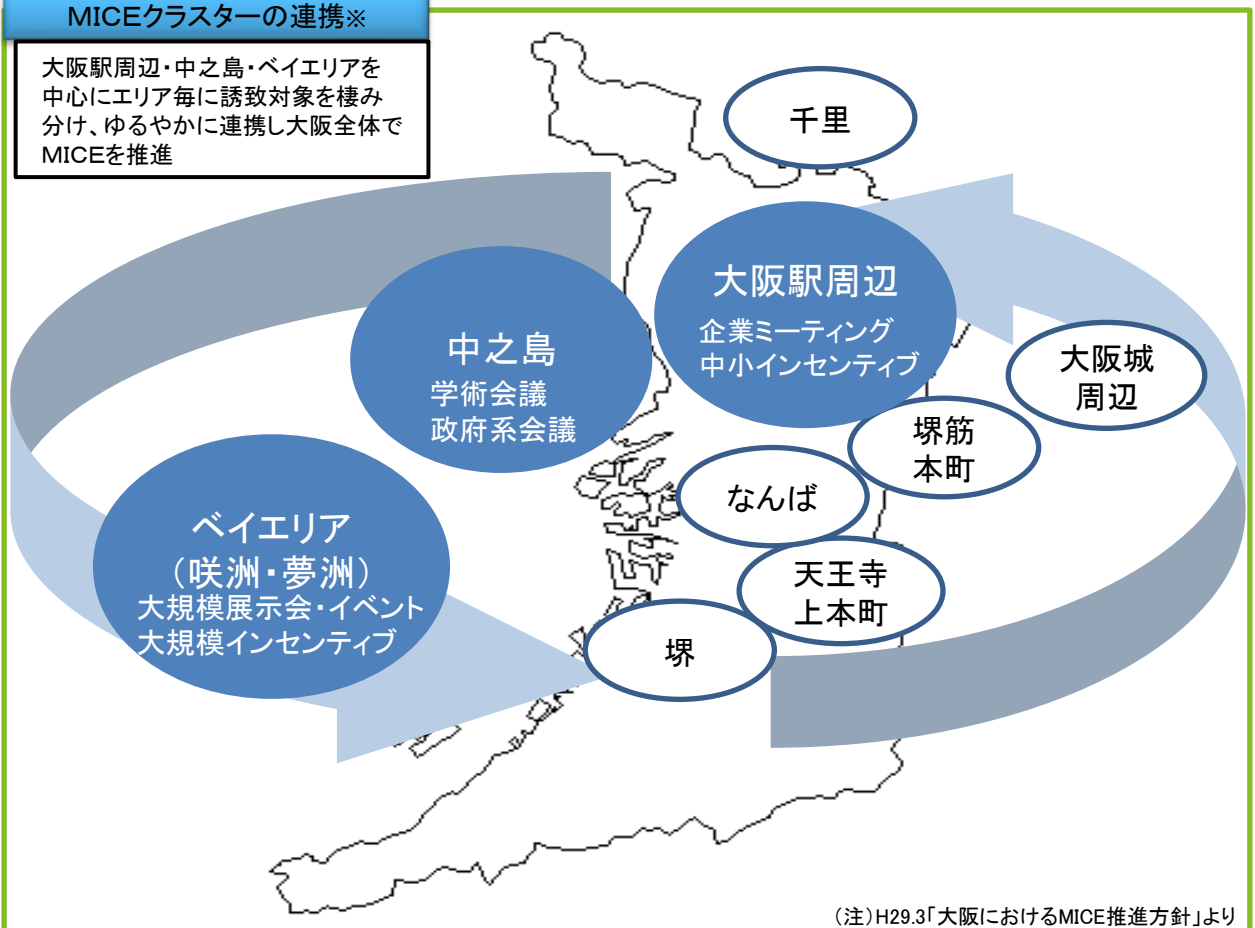
## 2-2-1-③. オール大阪でのMICE推進・誘致体制の強化

大阪観光局を中心とした戦略的なMICE誘致支援、マーケティング、シティセールスの実施等にあたり、IR-MICEも含めた連携・誘致体制を構築することで、大阪・関西の経済活性化、都市魅力の向上を図り、高付加価値経済MICE戦略都市をめざす。

- ・府・市・経済界・大阪観光局等が一体となったオール大阪によるMICE誘致の推進
- ・各エリアの特色を活かした役割分担及び各MICE施設間における情報共有等、有機的な連携体制の構築

### MICEクラスターの連携※

大阪駅周辺・中之島・ベイエリアを中心にエリア毎に誘致対象を棲み分け、ゆるやかに連携し大阪全体でMICEを推進



## オール大阪でのMICE推進体制の強化により期待される効果

### 【現状】

- ・都市別国際会議開催ランキング (ICCA基準)  
2017: 世界156位 (アジア・大洋州32位)
- ・府内国際会議開催件数 (JNTO基準)  
2017: 251件 (国内第5位)
- ・経済波及効果 (国際会議、インセンティブツアーのみ)  
2015: 164億円

オールインワンMICE拠点の整備  
MICE推進・誘致体制の強化

### 【2025年目標※】

- ・都市別ランキング: 世界30位以内 (アジア・大洋州10位以内)
- ・国際会議開催件数: 600件以上
- ・経済波及効果: 400億円以上

※H29.3「大阪におけるMICE推進方針」より



## 2-2-2-①. 大阪・関西・日本が誇る魅力を効果的な手法で発信

大阪・関西・日本が育んできた伝統、文化、芸術など、長い歴史に裏打ちされるコンテンツや、現代に生きる日本発祥のコンテンツに気軽に触れられる施設を整備し、大阪・関西・日本の魅力を効果的な手法で発信する。

- ・ 展示や公演、鑑賞、体験、販売・消費などコンテンツに適した手法により発信
- ・ エンターテインメント性の付加やノンバーバル(非言語)による公演など、訪日外国人をはじめ、あらゆる人が楽しみながら理解・体験できる機会を提供

## 大阪・関西・日本の伝統、文化、芸術などの魅力の例

- |                      |                             |
|----------------------|-----------------------------|
| ➢ 演劇……能、狂言、文楽、歌舞伎 など | ➢ 芸道……茶道、日本舞踊、華道 など         |
| ➢ 演芸……落語、漫才、講談、浪曲 など | ➢ 食……和食、日本酒、粉もの など          |
| ➢ 音曲……太鼓、三味線、雅楽 など   | ➢ スポーツ……武道、相撲 など            |
| ➢ 工芸……漆器、陶芸、織物、刀剣 など | ➢ ポップカルチャー……アニメ、ゲーム、忍者・侍 など |
- その他、文学、書画、歴史・人物、風習、祭礼など



演劇・演芸などの様々な公演等を随時開催<sup>43</sup>



伝統的な芸道を実際に  
体験・体感できる機会を提供<sup>44</sup>



日本の様々な食文化を知ったり  
味わうことができるフードゾーンを設置<sup>45</sup>



日本の祭礼の盛り上がりを実感<sup>46</sup>



工芸品の展示・即売会などを行い  
日本伝統のものづくりの質の高さを証明<sup>47</sup>



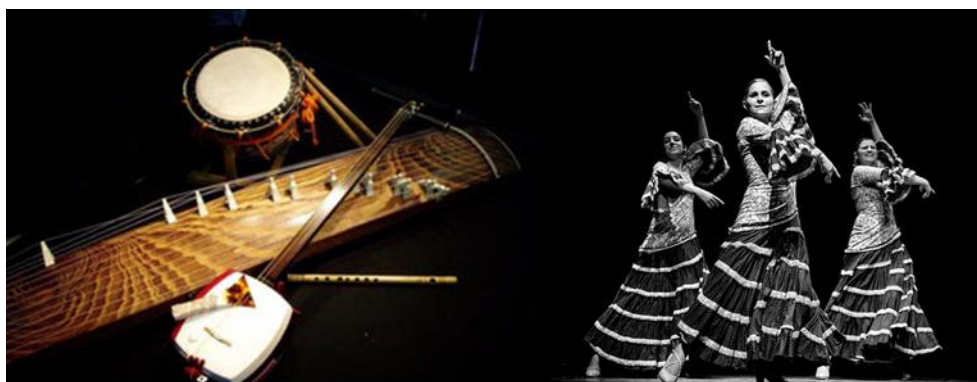
ポップカルチャーのイベント等を開催し  
海外の新たなファン層を開拓<sup>48</sup>

## 2-2-2-②. 大阪IR発、大阪・関西・日本のコンテンツの発展・創造

優れたポテンシャルを持つコンテンツを発掘し、クオリティの高いものへとプロデュースすることで、新たなコンテンツを創造するとともに、IR内での場の活用や発信方法の工夫などにより、既存コンテンツを発展させ、魅力をさらに高める。

- 常識にとらわれないコラボレーションなど、既存コンテンツの融合・応用などにより、これまでにない大阪独自のコンテンツを創造
- 大阪IRでの体験をきっかけにコンテンツのファン、リピーターを獲得するとともに、エンターテインメント性の付加や最先端技術の活用など工夫をこらすことにより、日本のコンテンツのさらなる発展に寄与

(コラボレーションの例)



和楽器と海外の舞踊のコラボレーション<sup>49</sup>



日本の武術とオーケストラのコラボレーション<sup>50</sup>

## 【参考】海外における文化とエンターテインメントの融合事例



ヨーロッパの城をモチーフにしたディナーショー専用施設 (MEDIEVAL TIMES) <sup>51</sup>

- 参加者はチーム(国)に分けられ、自分のチーム(国)の騎士を応援しながら、中世ヨーロッパスタイル(手づかみ)で食事を楽しむ。



## 2-2-3-①. 大阪・関西・西日本をはじめ、日本各地との連携による観光客の送り出し

大阪・夢洲の立地を活かし、世界と日本各地をつなぐハブとして、各地の様々な観光情報の提供や来訪者の要望に叶った旅行の手配などを行う機能を構築し、瀬戸内や西日本をはじめ、IRから日本各地に観光客を送り出す。

- ・日本の観光のショーケースとして、大阪観光局をはじめ各地の自治体やDMO等との連携により常に最先端の情報を集めて来訪者に発信
- ・来訪者のニーズに応じた日本各地への旅行を提案・手配(コンシェルジュ)する機能の整備
- ・関西の中心、大阪港の玄関口という立地を活かした交通機能の充実

## 観光客を送り出す機能の例

## ■ ショーケース機能

- 旅行博などの開催により日本各地の名物や特産品などの魅力を発信
- 最新技術(VRなど)を活用し臨場感あふれる手法で観光スポットの魅力を発信

旅行博などのイベント<sup>52</sup>VR技術等による観光案内<sup>53</sup>

## ■ コンシェルジュ機能

- 日本各地と連携し周遊ツアーを企画
- プレミアム感のある周遊ツアーなど、来訪者の希望に叶ったオーダーメイドのツアーを提案
- ツアーや交通手段、宿泊施設、チケットなどを一元的に手配
- 対面やICTを活用した端末など、ニーズに応じた多様な手法、言語でサービスを提供

コンシェルジュによるきめ細やかなサービス<sup>54</sup>ICTを活用した情報提供・チケット等の手配<sup>55</sup>

## ■ 交通機能

- 関西国際空港や神戸空港、瀬戸内、西日本などを結ぶ海上交通拠点
- 観光地に直接アクセスできるバス交通拠点
- 富裕層向けのヘリポート

立地特性を活かした海上交通<sup>56</sup>ラグジュアリーな観光ツアーバス<sup>57</sup>

## 2-2-3-②. 大阪・関西の強みを活かしたニューツーリズムの創出

周辺の地域と連携して、ウェルネスやフード、スポーツなど大阪・関西の強みを活かしたテーマで、体験型・交流型の要素を取り入れた、大阪IR発の付加価値が高くオリジナリティあふれるニューツーリズムの創出により、大阪を拠点とする広域観光を促進する。

- 周辺に集積する関連産業や観光資源等を活用し、多様で心身ともに健康な生き方を提案するウェルネスツーリズム
- 大阪・関西に集積するプロスポーツやスポーツ施設を活用したスポーツ観戦、スポーツイベントへの参加を目的としたスポーツツーリズム
- 地域に根ざした伝統的な食文化や、その土地固有の食材・飲料を楽しむことを目的としたフードツーリズム



## 2-2-4-①. 世界水準の規模と質を有する宿泊施設

宿泊施設自体が世界中からの来訪者を惹きつけ、宿泊需要を創出するような世界水準の客室数やゆとりのある客室空間を有する宿泊施設を整備する。

- ・ 諸外国のIRや世界水準の宿泊施設に匹敵する客室数を備えた宿泊施設の整備
- ・ 心安らぐ上質なリゾート空間を体感できるゆとりある客室空間の確保

### 【大阪IRにおける宿泊施設の規模】

#### 客室数

大阪IR全体の来場者数等を踏まえ、3,000室以上の客室数を整備



世界中からの来訪者を惹きつける  
世界水準の宿泊施設<sup>61</sup>

#### ゆとりある客室空間

諸外国のIRや世界的なブランドの宿泊施設に匹敵する、ゆとりある客室空間を確保



ゆとりある空間を有する客室<sup>62</sup>

### 【(参考)諸外国のIR及び日本の大規模宿泊施設の規模】

#### 《諸外国のIRの宿泊施設※》

| 都市名    | IR施設名                      | 総客室数  |
|--------|----------------------------|-------|
| ラスベガス  | The Venetian & The Palazzo | 7,092 |
| マカオ    | Sands Cotai Central        | 6,279 |
| シンガポール | Marina Bay Sands           | 2,561 |
| シンガポール | Resort World Sentosa       | 1,612 |

#### 《日本の大規模ホテル※》

| 都道府県 | ホテル名                   | 総客室数  |
|------|------------------------|-------|
| 東京   | 品川プリンスホテル              | 3,560 |
| 千葉   | アパホテル&リゾート<br>＜東京ベイ幕張＞ | 2,007 |
| 東京   | ホテルニューオータニ             | 1,479 |
| 大阪   | リーガロイヤルホテル(大阪)         | 1,042 |

(注) 第12回特定複合観光施設区域整備推進会議資料及び各社ホームページをもとに作成



## 2-2-4-②. 多様な宿泊ニーズに対応できる施設・サービスの提供

世界各地から大阪IRを訪れる、ビジネス客やファミリー層、富裕層などの多様な客層や個々の来訪者のニーズに対応できる施設・サービスを提供する。

- ・夢洲のロケーションを活かした滞在空間の形成
- ・リゾートにふさわしいハイクレードホテルや高級ヴィラ等の提供
- ・長期滞在可能なコンドミニアムやその滞在をサポートするホスピタリティあふれるサービスを提供



夢洲のロケーションを活かした滞在空間やリゾートにふさわしい高級ヴィラ<sup>63</sup>



ビジネス客やファミリー層など多様な客層のニーズに対応できる施設・サービス<sup>64</sup>



## 2-2-5-①. 夢洲でしか体験できないエンターテインメントの提供

ビジネス客からファミリー層まであらゆる人が楽しめ、大阪IRの象徴となるような世界に類を見ないエンターテインメントを提供することにより、国内外から多くの来訪者を呼び込む。

- 世界最高峰のショー、多様なメニューによるナイトタイムの充実、朝時間を活用したツアーやアクティビティなど、様々な体験が可能なエンターテインメントを提供
- 海に囲まれた立地条件や都心部にはない広大な土地を最大限に活かした屋外イベント、体験型エンターテインメントなどの魅力的なアクティビティを提供
- ファン、リピーターの獲得に向け、ニーズや流行の変化等を踏まえ、常に最先端の施設・サービスを提供



世界最高峰のショー、一流アーティストのコンサート、国際的なスポーツイベントなどを開催できるシアターやアリーナ、夜も楽しめる多様なエンターテインメント<sup>65</sup>



最先端技術を使った魅力的な屋外ショーや体験型エンターテインメント、家族で楽しめるアミューズメント<sup>66</sup>



## 2-2-5-②. 長期滞在を楽しめる都市型のリゾート空間、上質な施設・サービスの提供

夢洲ならではの特性を活かし、世界中の人が訪れたいくなる非日常を感じられる都市型のリゾート空間を創出するとともに、あらゆる人が快適に長期滞在を楽しめる上質な施設やサービスを提供する。

- ・ショッピングモールやレストランなど、IR全体の集客に資するとともに、多様な言語や宗教、文化などに配慮した施設やサービスの提供などにより、IR内における長期滞在に寄与
- ・中核施設と連携し、空間的・時間的なつながりとなることで、施設間の相乗効果による、さらなる集客・長期滞在を促進

### あらゆる人が長期滞在を楽しめるサービスや施設例

- 最新技術を活用した多言語対応サービス
- 宗教や文化に配慮した施設やサービス
- 世界一の食が楽しめるレストランエリア
- 子ども向けの施設や一時預かり機能
- 心と体を癒すウェルネス施設
- 好奇心を満たすショッピングモール
- 自然を感じられる親水緑地公園
- IR施設内外で共通して使えるポイントサービス



心と体を癒すウェルネス施設<sup>67</sup>



宗教や文化に配慮したフードサービス<sup>68</sup>



好奇心を満たすショッピングモール<sup>69</sup>



自然を感じられる親水緑地公園<sup>70</sup>



世界一の食が楽しめるレストランエリア<sup>71</sup>



子ども向けの施設や一時預かり機能<sup>72</sup>

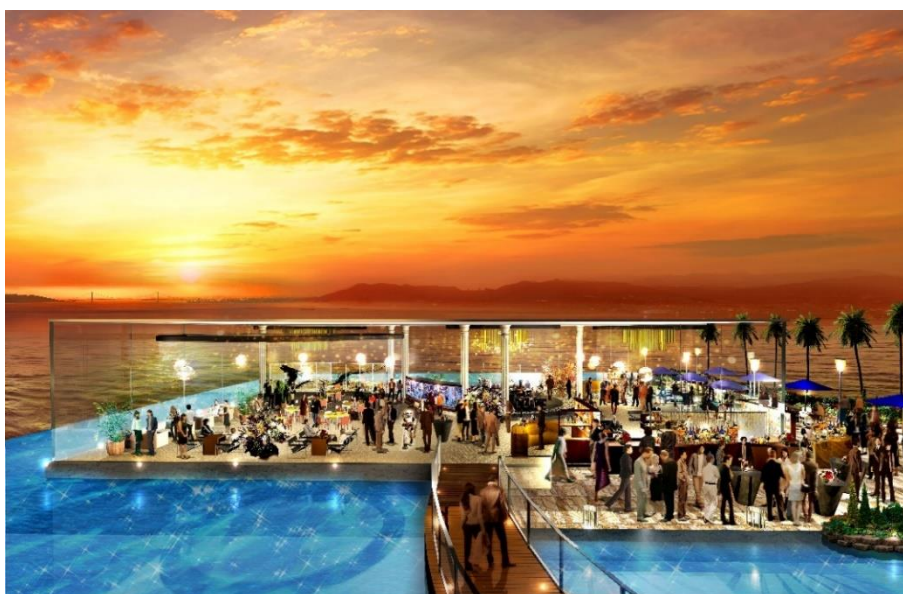
## 2-2-5-③. 大阪の新たなランドマークとなるインパクトのある空間の形成

IR全体として、来訪者の印象に強く残る斬新なデザインの建築物や、夢洲ならではの海に囲まれた広大な土地を活かしたゆとりある空間など、世界中の人が訪れたいくなる非日常を感じられる空間・施設を整備する。

- 先進的で斬新なデザインの建築物、対岸や空からなど多様な視点を意識したランドスケープなどにより、夢洲全体がランドマークとなる新たな都市景観を形成
- 広大な土地を活かしたゆとりある施設配置、水・みどりを適切に配置した上質な空間整備や印象的な景観づくり、空間演出のための夜間のライトアップなどに配慮した都市空間を形成
- 日本の四季や水辺の魅力を感じられる上質で快適な都市空間を形成



斬新なデザインの建築物による新たな都市景観<sup>73</sup>



海に囲まれた広大な土地を活かした夢洲にしかない景観<sup>74</sup>



## 2-3-①. 大阪IRの魅力高める取組み

### <最先端技術の活用によるスマートなまちづくり>

大阪・関西が強みを有する産業や研究機関の研究成果などの実践・実証や、IoT・AIなどの最先端のICT技術を活用し、快適で利便性の高い空間、質の高いサービスを提供するスマートなまちづくりを実現する。

- ・まち全体のエネルギーの需要状況、交通や来訪者など様々な都市活動状況の把握にICTを活用することにより、社会システム全体を効率化
- ・ICTを活用した様々なソリューションを提供することにより、ホスピタリティの高いエリアマネジメントを構築
- ・エネルギー、交通、安全・安心などの都市の課題や来訪者ニーズに応えることにより、都市の付加価値を向上
- ・持続可能なエネルギーシステムの構築やICT・IoTを活用したサービスの提供、キャッシュレスの推進など、まち全体をリアルショーケースとしたスマートなまちづくり
- ・「未来社会の実験場」として生活の質（QOL）を高める最先端技術の実践・実証、体験の場を創出



## 2-3-②. 大阪IRの魅力高める取組み

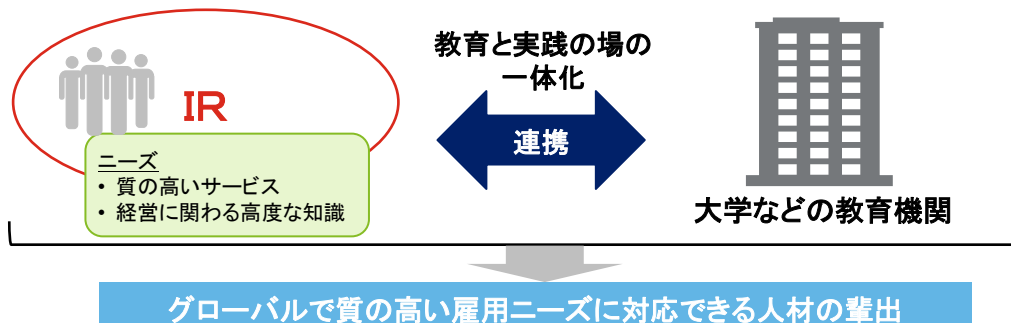
### <次世代を担うグローバルな人材の育成>

事業者と教育機関が相互に連携することで、IRの魅力的なサービスの維持・向上と、大阪・関西からグローバルで質の高い観光人材が育成・輩出されるという相乗効果が期待される。

- ・ 事業者による高度な人材育成の一環として大学等教育機関を活用
- ・ 質の高い観光人材の育成をめざす大学等教育機関が観光ビジネスのノウハウを有し実践するIRを実習先として活用
- ・ IR立地による大規模な雇用需要への対応に向けた事業者と教育機関等の連携

例)ホスピタリティマネジメント(ホテル、食など)、ゲーミング、MICE、エンターテインメント、観光連携

など



IR施設での実習<sup>82</sup>



教育機関での講義<sup>83</sup>

### 【参考】人材育成に関する海外事例

- ・ ネバダ大学ラスベガス校 国際ゲーミング研究所
  - ✓ IRにおけるカジノマネジメントやカジノ監督、カジノライセンス取得に関する講義を提供。ゲーミングのビジネスや依存症対策などの研究・教育が行われている。
- ・ シンガポールポリテクニク
  - ✓ ポリテクニクとは、産業界の需要に即した実務を実行可能な人材育成を目的とした教育機関である。シンガポールにはシンガポールポリテクニク等、5校のポリテクニクが設置されている。
  - ✓ シンガポールポリテクニクでは、会計・経理、エンジニアリング、ビジネス等に加えて、観光、ホスピタリティマネジメント等といった、IR事業に直接関係する分野の職業訓練も実施しており、ホテル、リゾート、商業、レジャー施設での実地訓練がカリキュラムに組み込まれている。
- ・ マカオ大学コマーシャル・ゲーミング研究所
  - ✓ マカオ特別行政区の公立大学。ゲーミング業界の研究と発展を目的に、ゲーミング業界のリーダーやIRをはじめとする関連各業種における幹部候補生の育成を主眼とした教育を行っている。
- ・ クラウン・カレッジ
  - ✓ オーストラリアのIR事業者が運営する職業教育訓練機関。実習をIR施設で実施。ツーリズム&ホスピタリティ、ビジネス&リーダーシップ、クラウン・カレッジ・インターナショナルの3つのコースを開設。



## 2-4. 安心して滞在できるまちの実現

臨海部ではすでに「大阪市地域防災計画」において想定される地震、津波などの災害へのハード対策に取り組む、安全性は確保されている。

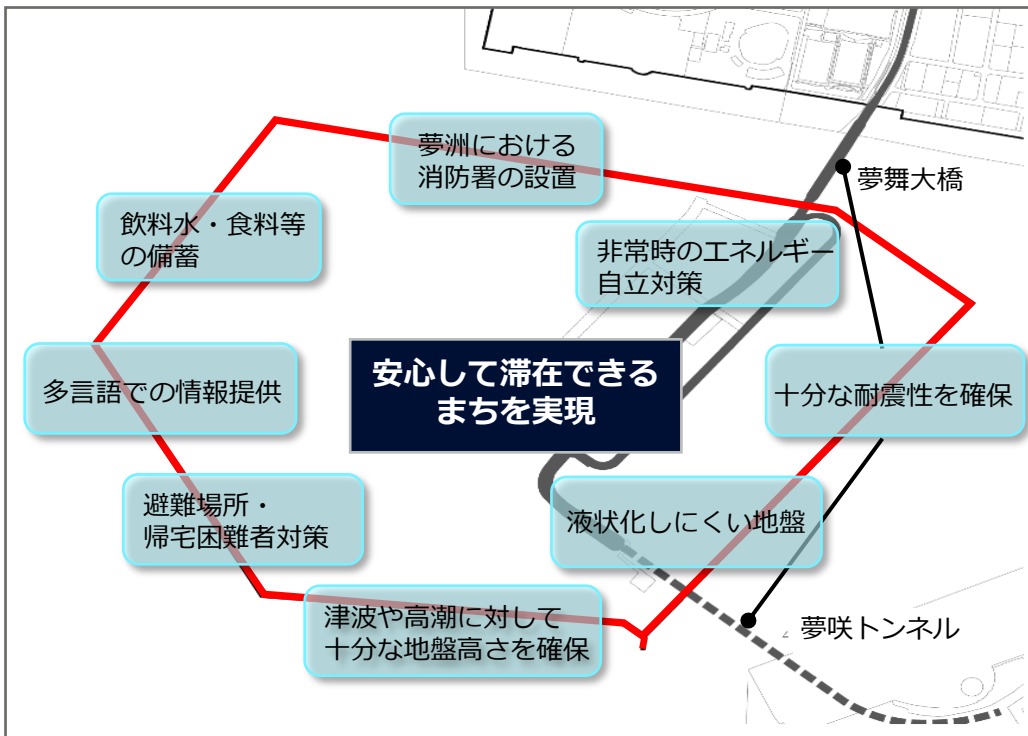
加えて、夢洲における消防署の設置をはじめ、IR事業者や関係機関と連携しながらソフト対策やハード対策に取り組む、来訪者が安心して滞在できるまちを実現する。

### ハード対策

- 大阪港においては、災害時の緊急交通路及び避難路に架かる橋梁等(夢舞大橋、夢咲トンネル)について、大規模地震による影響に対する安全性の検証を行い、耐震性を確保
- 災害時においても継続的なエネルギー供給を行えるインフラ整備

### ソフト対策

- 来訪者が安心して滞在できるよう、IR事業者による安全確保やエネルギー自立対策などを考慮したBCP(事業継続計画)の策定
- 大阪観光局等と連携し、SNSを活用するなどしたインバウンドへの情報提供、24時間体制の相談窓口の設置など



### 【参考】夢洲の地盤

- ✓ 地盤沈下を見込んだ50年後でも、O.P.+9m程度と想定しており、津波や高潮の最高想定潮位に対して十分な余裕を確保
- ✓ 粘性土を主成分とする浚渫土砂等で埋立されており、液状化しにくい地盤

### **3. 懸念事項と最小化への取組み**

# 3. 懸念事項と最小化への取組み

## 3-1. 基本的な考え方

### 世界の先進事例を進化させた総合的な懸念事項対策

- 国においては、IR整備に伴う有害な影響を排除するため、IR整備法においてカジノに対する世界水準の規制を導入し、あわせて、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、ギャンブル等依存症対策基本法を制定。
- 府市においても、ギャンブル等依存症の抑制を図るとともに、善良な治安・地域風俗環境を保持するため、必要な対策を講じ、懸念事項を最小化する。
- 懸念事項の最小化には、国の法令等による規制や、IR事業者に課すべき責務を基本としつつ、国・自治体・IR事業者が三位一体となって対策を講じることが必要であり、地域においても、適切な役割分担のもと、緊密な連携を図りながら、海外の先進事例に学び、それをさらに進化させた万全の対策を実行していく。
- 加えて、懸念事項に対する対策を発信することで、府民・市民の理解促進を図る。

### 3-2. ギャンブル等依存症対策

#### 3-2-1. 国の動き

- ① ギャンブル等依存症対策基本法
- ② IR整備法における依存症対策
- ③ 政府による依存症対策の取組み

#### 3-2-2. 府市の基本的な考え方

- ① 国・自治体(府市、関係機関)・IR事業者の役割
- ② 基本的な考え方
- ③ ギャンブル等依存症対策研究会の設置・運営

#### 3-2-3. 想定される取組み

- ① 課題と想定される取組み
- ② IR整備法に加えて、府市独自にIR事業者を求める対策

#### 3-2-4. 海外における主な対策例

### 3-3. 治安・地域風俗環境対策

#### 3-3-1. 国の動き

- ① IR整備法における治安・地域風俗環境対策

#### 3-3-2. 府市の基本的な考え方

- ① 国・自治体(府市、府警)・IR事業者の役割
- ② 基本的な考え方

#### 3-3-3. 想定される取組み

- ① 課題と想定される取組み

## 3-2. ギャンブル等依存症対策

### 3-2-1. 国の動き

#### ①ギャンブル等依存症対策基本法

国において、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって「国民の健全な生活の確保を図る」とともに、「国民が安心して暮らすことのできる社会の実現」に寄与するため、ギャンブル等依存症対策基本法を制定・施行。

|                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                  |                            |    |               |
|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|----|---------------|
| 定義                                       | ・「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ばちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう                                                                                                                                                             |                            |    |               |
| 基本理念                                     | ・ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること<br>・ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする                       |                            |    |               |
| 責務                                       | 【国の責務】<br>・基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する<br><br>【地方公共団体の責務】<br>・基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する                                                                                                                  |                            |    |               |
| ギャンブル等<br>依存症対策<br>推進基本計画等               | 【ギャンブル等依存症対策推進基本計画】<br>・政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な計画（「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」）を策定しなければならない<br><br>【都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画】<br>・都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画（「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」）を策定するように努めなければならない |                            |    |               |
| 基本的施策                                    | 1                                                                                                                                                                                                                                                                | 教育の振興等                     | 6  | 民間団体の活動に対する支援 |
|                                          | 2                                                                                                                                                                                                                                                                | ギャンブル等依存症の<br>予防等に資する事業の実施 | 7  | 連携協力体制の整備     |
|                                          | 3                                                                                                                                                                                                                                                                | 医療提供体制の整備                  | 8  | 人材の確保等        |
|                                          | 4                                                                                                                                                                                                                                                                | 相談支援等                      | 9  | 調査研究の推進等      |
|                                          | 5                                                                                                                                                                                                                                                                | 社会復帰の支援                    | 10 | 実態調査（3年ごと）    |
| ギャンブル等<br>依存症対策推進本部                      | 【組織】<br>・内閣に内閣官房長官を本部長とするギャンブル等依存症対策推進本部を設置<br>【所掌事務】<br>・基本計画の案の作成・実施の推進、同計画に基づく施策の総合調整・実施状況の評価等                                                                                                                                                                |                            |    |               |
| ギャンブル等<br>依存症対策推進関係<br>者会議<br>（上記本部内に設置） | 【委員】<br>・ギャンブル等依存症である者等、その家族を代表する者などのうちから内閣総理大臣が任命<br>【所掌事務】<br>・基本計画の案の作成などの際に意見を述べる                                                                                                                                                                            |                            |    |               |



②IR整備法における依存症対策

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本的な考え方      | <div><div><div>・重層的／多段階的取組の必要性:カジノ行為への依存を防止するため、①ゲーミングに触れる機会の限定、②誘客時の規制、③厳格な入場規制、④カジノ施設内の規制、⑤相談・治療につなげる取組まで、重層的／多段階的な取組を制度的に整備することが必要</div><div>・公共政策上の制度整備と事業者責任のベストミックス:(A):公共政策として制度を整備するもの、(B):カジノ事業者が取組むべき責任として確立するもの、(C):(A)と(B)の両方の取組みが求められるものの適切な組合せを考慮する必要がある</div></div><div><div><div>多段階的な取組</div><div>① 機会の限定</div><div>② 誘客時の規制</div><div>③ 厳格な入場規制</div><div>④ カジノ施設内の規制</div><div>⑤ 相談・治療につなげる取組</div></div><div><div>具体的施策例</div><div><div>・ IRの区域数の限定</div><div>・ カジノ施設の数、ゲーミングエリアの限定</div><div>・ オンラインカジノの禁止</div><div>・ 広告・勧誘規制</div><div>・ コンブ規制</div><div>・ 入場回数の制限／厳格な本人確認</div><div>・ 入場料の賦課</div><div>・ カジノ行為に関する規制<br/>(著しく射幸心をあおることの防止)</div><div>・ 貸付規制</div><div>・ ATMの設置に関する規制</div><div>・ 相談窓口の設置</div><div>・ 本人・家族申告による利用制限</div></div><div><div>ポリシーミックス</div><div><div>公共政策としての制度整備</div><div>事業者が取組むべき規範</div></div><div><div>対象人数</div><div><div>大多数</div><div>限定的</div></div></div></div></div><div><div>(注) 特定複合観光施設区域整備法に係る説明会資料より抜粋</div></div></div></div> |
|              | <div><div>カジノ施設の数・エリアの限定</div><div>・ 1区域におけるカジノ施設を1に限定するほか、カジノ行為区画のうち面積制限の対象部分及び上限値を政令等で規定</div></div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|              | <div><div>カジノに関する広告、勧誘の規制</div><div>・ 特定複合観光施設区域以外の地域において、広告物の表示の規制</div><div>・ 20歳未満の者等に対する勧誘の制限</div></div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|              | <div><div>入場回数制限・厳格な本人確認</div><div>・ 日本人等の入場回数を連続する7日間で3回、連続する28日間で10回に制限</div><div>・ 本人、入場回数の確認手段として、マイナンバーカード及びその公的個人認証を義務付け</div></div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|              | <div><div>入場料の賦課</div><div>・ 日本人等の入場者に対し、入場料・認定都道府県等入場料として、それぞれ3千円/回(24時間単位)を賦課</div></div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| カジノ事業者への義務付け | <div><div>・ カジノ事業者に対して、依存防止規程に従って、下記の依存防止措置を講じることを義務付け</div><div>・ 本人・家族申告による利用制限、依存防止の観点から施設を利用させることが不適切であると認められる者の利用制限</div><div>・ 依存防止措置に関する内部管理体制の整備(従業員の教育訓練、統括管理者・監査する者の選任、自己評価の実施等)</div><div>・ 相談窓口の設置 など</div><div>・ * 依存防止規程については、免許申請時にカジノ管理委員会が審査</div></div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

③政府による依存症対策の取組み

ア. 依存症の実態調査

2017年度に、SOGsを基本とした質問票により、過去1年以内及び生涯を通じたギャンブル等の経験等について評価し、「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合について、全国調査が実施された。

|                                    | 2017年度<br>全国調査の概要                                         | (参考)<br>2013年度<br>全国調査の概要                               |
|------------------------------------|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 調査名                                | 国内のギャンブル等依存<br>に関する疫学調査<br>(全国調査結果の中間とり<br>まとめ)           | WHO世界戦略を踏まえたアルコールの<br>有害仕様対策に関する総合的研究                   |
| 研究実施主体                             | 日本医療研究開発機構(AMED)<br>(久里浜医療センターに委託して実施<br>研究代表者: 松下幸生 副院長) | 日本医療研究開発機構(AMED)<br>(久里浜医療センターに委託して実施<br>研究代表者: 樋口進 院長) |
| 調査方法                               | 面接調査                                                      | アルコールの調査に付随して行われた<br>自記式の簡易アンケート調査                      |
| 対象者の選択<br>方法                       | 全国の住民基本台帳より<br>無作為に抽出                                     | 全国の住民基本台帳より<br>無作為に抽出                                   |
| 調査対象者数                             | 10,000名                                                   | —                                                       |
| 回答者数                               | 4,685名(回答率46.9%)                                          | 4,153名(回答率58.9%)                                        |
| 過去1年以内のギャン<br>ブル等の経験等につい<br>て評価した者 | 0.80%                                                     | —                                                       |
| 生涯を通じたギャンブ<br>ル等の経験等について<br>評価した者  | 3.60%                                                     | 4.80%                                                   |

(注)「国内のギャンブル等依存に関する疫学調査(国立病院機構久里浜医療センター)」をもとに作成

## イ. 依存症対策の強化

- 政府は、ギャンブル等依存症対策の抜本的強化をめざして検討を進めることを目的に、2016年12月、「ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議」を立ち上げ、2017年3月、「ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理」を取りまとめ、ギャンブル等依存症対策の現状と課題を明らかにした。
- 2017年8月、上記「論点整理」に関する検討を踏まえ、「競技施行者・事業者の取組み」「医療・回復支援」「学校教育、消費者行政等における対応」の観点から、政府における「ギャンブル等依存症対策の強化」について取りまとめを行った。対策の多くは、既に実施又は着手されている。

## ウ. ギャンブル等依存症対策推進本部

- 政府は、ギャンブル等依存症対策基本法の規定に基づき、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、2018年10月に、内閣官房長官を本部長とし、関係閣僚を本部員とするギャンブル等依存症対策推進本部を設置。
- ギャンブル等依存症対策推進関係者会議からの意見聴取及びパブリックコメントを実施したうえで、2019年4月にギャンブル等依存症対策推進基本計画を閣議決定。

### 【2018年10月 ギャンブル等依存症対策推進本部員】

本部長 内閣官房長官

副本部長 ギャンブル等依存症対策の推進に関する事務を担当する国務大臣、  
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、  
厚生労働大臣

本部員 国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣（金融）、  
総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、  
農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

### 【ギャンブル等依存症対策推進基本計画の概要】

## 第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方

### I ギャンブル等依存症問題の現状

- 国内の「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合：成人の0.8%（平成29年度日本医療研究開発機構（AMED）調査結果）

### II ギャンブル等依存症対策の基本理念等

- 発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援
- 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮
- アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮

### III ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項

- 推進体制：ギャンブル等依存症対策推進本部（本部長：内閣官房長官） 対象期間：平成31年度～平成33年度（3年間）
- 基本的な考え方

PDCAサイクルによる  
計画的な不断の取組の推進

多機関の連携・協力による  
総合的な取組の推進

重層的かつ多段階的な  
取組の推進

### IV ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について

- ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）における積極的な広報活動の実施
- 政府においては、全都道府県が速やかに推進計画を策定するよう促進

## 第二章 取り組むべき具体的施策（主なもの）

### I 関係事業者の取組：基本法第15条関係

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広告宣伝の在り方              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに広告宣伝に関する指針を作成、公表。注意喚起標語の大きさや時間を確保（～平成33年度）〔公営競技・ばちんこ〕</li> <li>・通年、普及啓発活動を実施するとともに、啓発週間に新大学生・新社会人を対象とした啓発を実施（平成31年度～）〔公営競技・ばちんこ〕</li> <li>・本人申告・家族申告によるアクセス制限等に関し、個人認証システム等の活用に向けた研究を実施（～平成33年度）〔競馬・モーターボート〕</li> </ul>                                                                           |
| アクセス制限<br>・<br>施設内の取組 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット投票の購入限度額システムを前倒し導入（平成32年度）〔競馬・モーターボート〕</li> <li>・自己申告プログラムの周知徹底・本人同意のない家族申告による入店制限の導入（平成31年度）〔ばちんこ〕</li> <li>・自己申告・家族申告プログラムに関し、顔認証システムの活用に係るモデル事業等の取組を検討（～平成33年度）〔ばちんこ〕</li> <li>・18歳未満の可能性のある者に対する身分証明書による年齢確認を原則化（平成31年度）〔ばちんこ〕</li> <li>・施設内・営業所内のATM等の撤去等（平成31年度～）〔公営競技・ばちんこ〕</li> </ul> |
| 相談・治療に<br>つなげる取組      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援<br/>〔公営競技：平成33年度までの支援開始を目指す／ばちんこ：31年度に開始、実績を毎年度公表〕</li> <li>・ギャンブル依存症予防回復支援センターの相談者助成（民間団体の初回利用料・初診料負担）の拡充の検討に着手（平成31年度～）〔モーターボート〕</li> </ul>                                                                                                                            |
| 依存症対策の<br>体制整備        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・依存症対策最高責任者等の新設、ギャンブル等依存症対策実施規程の整備（～平成33年度）〔競馬・モーターボート〕</li> <li>・依存問題対策要綱の整備、対策の実施状況を毎年度公表（平成31年度～）〔ばちんこ〕</li> <li>・第三者機関による立入検査の実施（平成31年度～）、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による対策の強化（～平成33年度）〔ばちんこ〕</li> </ul>                                                                                                   |

### II 相談・治療・回復支援：基本法第16～19条関係

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 相談支援   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全都道府県・政令指定都市への相談拠点の早期整備（平成32年度目途）〔厚労省〕</li> <li>・ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化〔関係省庁〕</li> <li>・婦人相談所相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員等における支援（平成31年度～）〔厚労省〕</li> <li>・ギャンブル等依存症対策に関する各地域の消費生活相談体制強化（平成31年度～）〔消費者庁〕</li> <li>・多重債務相談窓口・日本司法支援センターにおける情報提供・相談対応（平成31年度～）〔金融庁・法務省〕</li> <li>・相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成（平成31年度～）〔法務省〕</li> </ul> |
| 治療支援   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全都道府県・政令指定都市への治療拠点の早期整備（平成32年度目途）〔厚労省〕</li> <li>・専門的な医療の確立に向けた研究の推進、適切な診療報酬の在り方の検討（平成31年度～）〔厚労省〕</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 民間団体支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング等の活動支援に係る施策の改善・活用促進（平成31年度～）〔厚労省〕</li> <li>・自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援（再掲）（平成31年度～）〔公営競技・ばちんこ〕</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                          |
| 社会復帰支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援（平成31年度～）〔厚労省〕</li> <li>・ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援（平成31年度～）〔法務省〕</li> <li>・受刑者・保護観察対象者等に対する就労支援（平成31年度～）〔法務省〕</li> </ul>                                                                                                                                                                                                           |

### III 予防教育・普及啓発：基本法第14条関係

- ・シンポジウム、普及啓発イベント等を通じ、依存症の正しい知識や相談窓口等を積極的かつ継続的に普及啓発（平成31年度～）〔厚労省〕
- ・特設ページ・SNS等を活用した消費者向けの総合的な情報提供。成人式などあらゆる機会を活用した、地域における普及啓発の推進（平成31年度～）〔消費者庁〕
- ・新学習指導要領や指導参考資料を活用した学校教育における指導の充実。社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進（平成31年度～）〔文科省〕
- ・金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発（平成31年度～）〔金融庁〕
- ・産業保健総合支援センターを通じた職場における普及啓発の推進（平成31年度～）〔厚労省〕

### IV 依存症対策の基盤整備：基本法第20・21条関係

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 連携協力体制<br>の構築 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域における包括的な連携協力体制の構築〔関係省庁〕<br/>（専門医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地方公共団体多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、司法書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、生活困窮者自立相談支援事業実施機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、産業保健総合支援センター、福祉事務所、発達障害者支援センター、警察、健康保険関係団体、自助グループ・民間団体、関係事業者等が参画）（平成31年度～）</li> </ul> |
| 人材の確保         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師臨床研修の見直し等〔厚労省〕、医学部における教育の充実〔文科省〕（平成31年度～）</li> <li>・保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士の継続的な養成〔厚労省〕</li> <li>・刑事施設職員、更生保護官署職員の育成（平成31年度～）〔法務省〕</li> </ul>                                                                                                  |

### V 調査研究：基本法第22条関係

- ・ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの確立に向けたエビデンスの構築等、治療プログラムの全国的な普及（平成31年度～）〔厚労省〕
- ・個人認証システム・海外競馬の依存症対策に係る調査、ICT技術を活用した入場管理方法の研究（平成31～33年度）〔競馬・モーターボート〕

### VI 実態調査：基本法第23条関係

- ・多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握（平成32年度）〔厚労省〕
- ・国民のギャンブル等の消費行動の実態調査を実施（～平成33年度）〔消費者庁〕
- ・相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握（平成31年度～）〔公営競技・ばちんこ〕
- ・ギャンブル等依存症が児童虐待に及ぼす影響の調査（平成31年度～）〔厚労省〕

### VII 多重債務問題等への取組

- ・貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び的確な周知の実施（平成31年度～）〔金融庁〕
- ・違法に行われるギャンブル等の取締りの強化（平成31年度～）〔警察庁〕



### 3-2-2. 府市の基本的な考え方

#### ① 国・自治体(府市・関係機関)・IR事業者の役割

| 実施主体                 | 主な役割                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国                    | <b>■ 総合的な施策の策定と実施</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ IR整備法による規制(入場規制、広告・勧誘の制限等)</li> <li>➢ ギャンブル等依存症に関する全国の実態調査</li> <li>➢ 地方等が実施する対策への専門技術的助言や財政支援</li> <li>➢ 専門治療プログラムの開発と効果検証、治療体制の強化 等</li> </ul>                |
| 自治体<br>(府市・<br>関係機関) | <b>■ 地域の実情に応じた施策の策定と実施</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地域の実態把握</li> <li>➢ 青少年への対応を強化(予防啓発等)</li> <li>➢ 治療体制の強化、相談支援体制の充実</li> <li>➢ 関係機関のネットワークの充実</li> <li>➢ 公民パートナーシップの構築</li> <li>➢ IR事業者への指導・助言 等</li> </ul>  |
| IR事業者                | <b>■ 事業活動を行ううえで必要な対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ IR整備法による規制の遵守</li> <li>➢ 責任あるゲーミングのための措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早期発見のための従業員教育の充実</li> <li>・ 内部管理規程の作成など、依存防止措置の徹底 等</li> </ul> </li> </ul> |

#### ② 基本的な考え方

- ギャンブル等依存症は適切な治療と支援により、回復が十分可能とされながらも、予防のための教育や、基本的な知識の普及が不十分であり、必要な治療および支援につなげられていない依存症の当事者も存在する。
- 府市では、依存症対策のトップランナーをめざし、発症・進行・再発の各段階に応じた、防止・回復のための対策について、世界の先進事例に加え、大阪独自の対策をミックスした総合的かつシームレスな取組み(大阪モデル)を構築する。
- 国のギャンブル等依存症対策推進基本計画を踏まえ作成する推進計画及びIR整備法の規定により作成する区域整備計画に基づき、対策を着実に実施する。
- IR実現を契機に、カジノにとどまらず、他のギャンブル・遊技等に起因する依存症を含め、有効なギャンブル等依存症対策を講じる。

#### ③ ギャンブル等依存症対策研究会の設置・運営

- 府市では、依存症抑制のための「大阪モデル」の構築に向けて、「大阪の実態把握に向けた調査」、「大阪でのあるべき依存症対策」、「ICT技術の進歩も踏まえた先進的な依存症対策」の3つのテーマについて調査・研究を行うことを目的に、学識者・医療従事者に加え、依存症の方の家族や民間支援機関等で構成するギャンブル等依存症対策研究会を設置・運営している。
- 研究会での調査・研究を踏まえ、海外の先進事例も参考に独自に想定される取組みや事業者を求める対策を整理した。
- 今後の研究会では、ICT技術を活用した依存症対策など、府市独自にIR事業者を求める対策を具体化するため、詳細な検討を深めていく。

### 3-2-3. 想定される取組み

#### ①課題と想定される取組み

|   | 施策項目                   | 細目                 | 課題                                                                                                                                                                 |
|---|------------------------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 教育の振興等                 | 学校教育               | <ul style="list-style-type: none"> <li>発達段階に応じたギャンブル等依存症に関する学習機会の提供</li> <li>教員に対するギャンブル等依存症に関する正しい理解促進</li> </ul>                                                 |
|   |                        | 青少年健全育成            | <ul style="list-style-type: none"> <li>心身ともに発達段階で未成熟なため依存傾向が強く、また、影響が大きいため、参加禁止措置の徹底</li> <li>潜在的予備軍対策としての予防啓発</li> <li>青少年と身近に接する機会のある者への理解促進</li> </ul>          |
|   |                        | 府民・市民への啓発促進        | <ul style="list-style-type: none"> <li>正しい知識や理解が不十分</li> <li>段階に応じた効果的な予防啓発の不足</li> </ul>                                                                          |
| 2 | ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施 | 入場規制、射幸心の抑制、早期発見など | <ul style="list-style-type: none"> <li>予防に配慮した広告・宣伝や、アクセス制限の対応が不十分</li> </ul>                                                                                      |
| 3 | 医療提供体制の整備              | 医療提供体制整備や医療の充実     | <ul style="list-style-type: none"> <li>専門治療プログラムの治療効果に関するエビデンスの確立及び標準化、普及</li> <li>医療提供体制が不十分</li> <li>医療従事者全般の依存症に対する理解不足</li> </ul>                              |
| 4 | 相談支援等                  | 専門相談               | <ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口の周知が不十分</li> <li>相談体制の整備が不十分</li> <li>本人が相談につながりにくい</li> <li>家族支援が不十分</li> </ul>                                        |
|   |                        | 専門相談以外の相談          | <ul style="list-style-type: none"> <li>問題ギャンブラーや依存症の本人への動機づけ</li> <li>家族からの相談への対応が不十分</li> <li>問題ギャンブラーや依存症の方の早期発見、専門相談や受診の案内や関係機関へのつなぎ</li> <li>対応力の向上</li> </ul> |

## 現在の取組み(大阪府・大阪市・関係機関)

- ・新高等学校学習指導要領(2022年度入学生から適用)「精神疾患の予防と回復」が「保健体育」の指導内容とされ、同解説保健体育編に薬物等の依存症に加え、ギャンブル等が習慣化することの危険性について併記
- ・高校3年生向け予防啓発リーフレットの作成、配布
- ・高校生向け出前授業のモデル実施
- ・教員向け予防啓発研修の実施

- ・公営競技関連法において20歳未満は馬券等の購入や譲受等を禁止
- ・風営法において18歳未満のパチンコ店への入店を禁止
- ・青少年指導員への予防啓発の実施

- ・ギャンブル等依存症予防のためのセミナー等を開催
- ・予防、理解促進のための啓発資料の作成、配布
- ・多くの府民への注意喚起、周知、情報提供

- ・購入禁止及び入店禁止の徹底
- ・本人・家族申告によるアクセス制限の実施
- ・出玉規制の強化(ぱちんこ)

- ・国が依存症対策の全国的な拠点機関を指定
- ・府市が国要綱に基づく治療拠点機関及び専門医療機関を指定(5カ所)
- ・大阪精神医療センターが依存症専門診療部門を設置
- ・大阪精神医療センターにおいて、専門治療プログラム「GAMP」を実施



84

- ・精神保健福祉センター依存症専門相談
- ・おおさか依存症土日ホットライン
- ・保健所等での精神保健福祉相談の中での依存症相談
- ・公営競技場での注意喚起ポスターの掲載やチラシ等による相談窓口の周知

- ・消費生活相談、多重債務相談、生活困窮者相談などで相談を実施
- ・公営競技・遊技における相談窓口の設置

## 想定される取組み(案)

- ・高校生向け予防教育授業など、ギャンブル等依存症の予防のための発達段階に応じた教育や啓発の拡充



85

- ・若年層向けギャンブル等依存症の予防啓発の拡充



86

- ・広く一般府民に依存症に関する正しい知識を普及し、理解を深めるため、伝達手法を工夫した情報提供や啓発事業の実施
- ・他の依存症や健康啓発事業と連携した多面的な普及啓発の拡充

- ・海外等での先進的な対策についての情報提供等による自主的な取組みの促進

- ・治療拠点機関における専門治療プログラムのエビデンスの確立、標準化、普及・拡充
- ・治療拠点である大阪精神医療センターの診療機能充実や医療需要に応じた地域医療提供体制の充実
- ・医療従事者への研修の実施など医療提供体制を支える基盤の強化

- ・精神保健福祉センターの総合的な相談支援機能の強化
- ・本人及び家族への専門相談の充実
- ・相談時間の拡充
- ・専門職による依存症専門プログラムを提供できる体制の整備
- ・相談窓口につなげるための広報の充実

- ・借金、生活苦等の課題を抱える相談者に対し、専門相談を含む適切な窓口につなげるための対応力の向上
- ・関係機関における相談の質的・量的な拡充
- ・関係機関の情報共有の仕組みの構築

|    | 施策項目          | 細目                | 課題                                                                                                                |
|----|---------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5  | 社会復帰の支援       | 就労支援              | <ul style="list-style-type: none"> <li>就労支援に必要な支援や条件が把握できていない</li> </ul>                                          |
| 6  | 民間団体の活動に対する支援 | 自助グループ・民間支援機関への支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>活動主体、活動内容の実態の把握が不足</li> <li>公民の適切な役割分担</li> </ul>                          |
| 7  | 連携協力体制の整備     | 関連機関のネットワーク構築     | <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府全域及び地域における連携支援体制の構築が不十分</li> <li>利益相反の観点も踏まえた、事業者との連携協力体制の構築</li> </ul> |
| 8  | 人材の確保等        | 関係機関職員の資質向上       | <ul style="list-style-type: none"> <li>相談対応できる人材の不足</li> <li>研修受講の必要性についての理解や機会が不足</li> </ul>                     |
| 9  | 調査研究の推進等      | 依存症の調査研究及び成果普及    | <ul style="list-style-type: none"> <li>ギャンブル等依存症を研究している機関の把握</li> <li>依存症を研究している機関のネットワーク化</li> </ul>             |
| 10 | 実態調査          | 依存症の実態把握          | <ul style="list-style-type: none"> <li>全国調査の詳細の把握</li> <li>実態把握のあり方の検討</li> </ul>                                 |

※取組みにあたってはクロスアディクト(複合依存)に留意し、アルコール・薬物等依存に関する施策とも有機的に連携



## 現状(大阪府・大阪市・関係機関の取組み)

- 働く意欲のある方(ギャンブル等依存症の当事者を含む)への就労・就職支援を実施

- 当事者団体、家族団体や民間支援機関による相談や回復支援の実施

- 大阪アディクションセンター(下記参照)による連携支援体制の構築
- 医療機関と自助グループが連携した依存症の本人及び家族への継続的支援

- 大阪精神医療センターにおいて医療機関職員研修の実施
- 精神保健福祉センター及び保健所において支援関係機関職員研修等の実施
- 国において消費生活相談員など、関係機関職員への研修の実施

- 国による精神障がい分野での研究助成
- 一部学術機関及び医療機関における自主的な研究活動

- 国では、ギャンブル等依存症に係る全国調査を実施
- ギャンブル等の問題でお困りの方(ご本人)の状況についてのアンケート調査の実施

## 想定される取組み(案)

- 治療機関、支援団体、事業者等と協力のうえ、支援

- 活動内容などの実態の把握
- 研修や交流の場への参加の機会の提供
- 依存症関連問題に取り組む民間団体の活動や連携構築の支援

- 大阪アディクションセンターを活用した連携支援体制構築や対応力向上、情報共有の強化
- 地域における生活福祉全般を含めた回復サポート体制の強化
- 「責任あるゲーミング」の観点からの公民連携パートナーシップ体制の構築のため、IR事業者も参画する協議体を設置

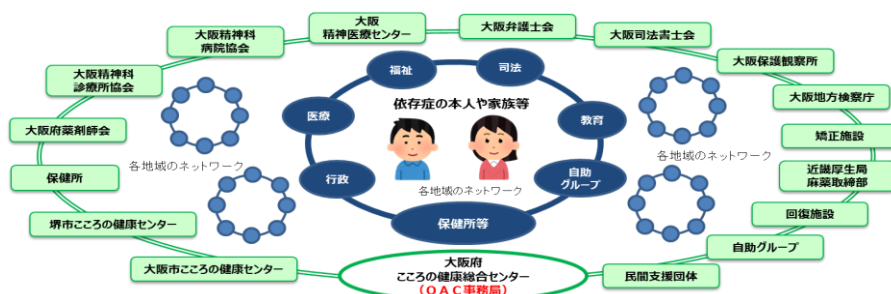
- 専門職等を含む関係機関職員の理解及び対応力向上のための研修や事例検討会の充実
- 体系的な人材養成プログラムの提供
- 人材の計画的な養成

- ギャンブル等依存症研究の先進地をめざし、大阪・関西の学術機関等で構成するネットワークの構築
- カジノ施設等での行動情報から問題行動の早期発見、早期対応につなげるなど、ICT・AI技術を活用した先進的な依存症対策の研究を推進

- 地域への影響を把握するための効率的で有用な実態把握(調査)の実施

## 大阪アディクションセンター (OAC) について <sup>87</sup>

関係機関・団体同士が情報共有・連携しながら、依存症の本人及び家族等の相談・治療・回復を途切れなく支援するためのネットワークです。



## ②IR整備法に加えて、府市独自にIR事業者を求める対策

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育の<br>振興等           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口の案内、啓発資材の配布など、IR区域内での予防啓発の実施</li> </ul>                                                                                                                                                                       |
| 予防等に資<br>する事業の<br>実施 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・最先端のICT技術を活用した厳格な入場管理</li> <li>・問題のあるギャンブル行動を行う者への利用制限申告の促進</li> <li>・問題のあるギャンブル行動となる傾向を発見し、本人への助言や警告</li> <li>・ICT技術を活用した、行動追跡による注意喚起や警告など、依存防止措置の実施</li> <li>・本人の申告により、カジノでの賭け金額、滞在時間の上限を設定できる仕組みの構築</li> </ul> |
| 相談<br>支援等            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間365日利用可能な相談体制の整備</li> <li>・依存防止の観点から、リスクの告知や健全なギャンブル行動を促すなどのサービスの提供</li> <li>・教育訓練を受けたスタッフによる簡易なカウンセリングの実施</li> </ul>                                                                                         |
| 連携協力<br>体制の<br>整備    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員教育や依存症防止規程など対策の内容についての情報共有及び協議</li> <li>・行政や関係機関等で構成する協議体への参画</li> <li>・学術専門機関や民間支援団体との連携体制の構築</li> <li>・「責任あるゲーミング」の観点から行政や関係機関と連携した依存症対策での役割を果たすこと、対策を実施すること、事業に協力すること</li> </ul>                            |
| 人材の確保<br>等           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪・関西における専門人材育成への協力</li> </ul>                                                                                                                                                                                    |
| 調査研究の<br>推進等         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査研究に必要な情報やデータの提供など研究推進への積極的な協力、支援</li> </ul>                                                                                                                                                                     |

### 3-2-4. 海外における主な対策例

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育の振興等       | <p>◆学校教育・青少年健全育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニューオリンズ州で高校生向け教育の実施【米国】</li> <li>・ビクトリア州で若年層向け啓発DVDを作成【豪州】</li> </ul> <p>◆市民への啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネバタ州評議会が問題ギャンブルに関する啓発、診断、情報提供や啓発週間を運営【米国】</li> <li>・国家依存症管理機構によるフォーラムの開催や、パンフレットを作成、配布【シンガポール】</li> </ul>                                         |
| 予防等に資する事業の実施 | <p>◆広告規制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入場制限顧客への広告、プロモーションを禁止【豪州】</li> </ul> <p>◆入場の規制・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人又は家族申告、第三者又は法令上の規定による者など利用制限措置【シンガポール】</li> </ul> <p>◆資金調達制限等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カジノ施設内でのATMの設置禁止【シンガポール】</li> </ul>                                          |
| 医療提供体制の整備    | <p>◆専門治療機関における治療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネバダ大学附属病院との連携、薬物・アルコール依存の改善治療センター【米国】</li> <li>・依存と精神的健康センター、オンタリオ問題ギャンブル研究センター【カナダ】</li> </ul> <p>◆予防、相談、支援、研究などを総合的に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・問題ギャンブル国家評議会(NCPG)、国家依存症管理機構(NAMS)【シンガポール】</li> <li>・依存予防と治療センター、韓国賭博中毒治療センター(江原ランドに併設)【韓国】</li> </ul> |
| 相談支援等        | <p>◆専門相談の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間無料ヘルプラインの設置【シンガポール、米国等】</li> </ul> <p>◆専門相談以外の相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人や家族へのグループセラピーの実施【シンガポール】</li> <li>・キオスク端末の設置や担当従業員の配置など、顧客への情報提供や相談を実施【米国、シンガポール、マカオ等】</li> </ul>                                                                                |
| 連携協力体制の整備    | <p>◆地域社会との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会と事業者間での意見の交換、責任あるギャンブリングへの理解促進【シンガポール】</li> </ul> <p>◆民間団体の設立(行政も参画)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・問題ギャンブルに関するネバダ州評議会(業界が資金拠出、非営利など)、協議体の設置【米国、カナダ】</li> </ul>                                                                                                   |
| 人材の確保等       | <p>◆専門人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・依存症カウンセリング専門家協会が認定資格制度を創設【シンガポール】</li> <li>・ネバダ大学が最新研究を臨床診療に適用するためのカウンセラー向け研修を実施【米国】</li> </ul>                                                                                                                                                                                     |
| 調査研究の推進等     | <p>◆研究機関、研究体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲーム研究センター(ネバダ大学ラスベガス校)、ギャンブル&amp;商業ゲームに関する研究所(ネバダ大学リノ校)【米国】</li> <li>・オンタリオ州の依存と精神的健康センターが予防、ケア、教育と研究の連携、学際的アプローチを実証するとともに、トロント大学やWHO協力センターと連携する教育病院に位置付け【カナダ】</li> </ul>                                                                                                         |
| 実態調査         | <p>・問題ギャンブル国家評議会が3年毎に有病率調査を実施(2005～)【シンガポール】</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

(注)内閣官房委託調査「特定複合観光施設区域に関する海外事例調査報告書(あずさ監査法人)等をもとに作成

## 3-3. 治安・地域風俗環境対策

### 3-3-1. 国の動き

#### ①IR整備法における治安・地域風俗環境対策

国において、カジノの設置に伴う治安・地域風俗環境対策として、IR整備法のなかで、様々な規制を制定。

|                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;"><b>総 論</b></p>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 国の責務(3条) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪の発生の予防</li> <li>・ 善良の風俗並びに清浄な風俗環境の保持</li> <li>・ 青少年の健全育成</li> <li>・ カジノ入場者が施設利用に伴い受ける悪影響の防止</li> <li>・ 上記のために必要な体制整備その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策の策定及び実施</li> </ul> </li> <li>➤ 地方公共団体の責務(4条) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ カジノの設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体の区域の実情に応じた施策を策定し実施</li> </ul> </li> <li>➤ 有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置(6条、9条、13条) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施方針、区域整備計画で規定(公安委員会との協議及び同意)</li> <li>・ 実施協定の締結</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p style="text-align: center;"><b>組織犯罪対策<br/>(犯罪収益対策)</b></p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ チップの取扱い(73条) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ カジノ行為時のチップ以外の使用禁止</li> <li>・ チップ交付の支払い手段の限定 等</li> </ul> </li> <li>➤ 特定金融業務に関する規制(76～79条) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帳簿書類の作成保存、報告書の作成提出 等</li> </ul> </li> <li>➤ 犯罪収益移転防止規程の整備(56条)</li> <li>➤ 犯罪による収益の移転防止のための措置(103～105条) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員に対する教育訓練の実施、統括管理及び監査体制等の整備</li> <li>・ チップの譲渡等の防止のための措置、チップの譲渡等の禁止の表示 等</li> </ul> </li> <li>➤ 取引の届出(109条) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ チップの交付等取引で一定金額を超える現金の受払を行った際は遅滞なくカジノ管理委員会に届出</li> <li>・ 通知を受けたカジノ管理委員会は速やかに国家公安委員会に通知</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                |
| <p style="text-align: center;"><b>暴力団等反社会的<br/>勢力対策</b></p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ カジノ事業への参入規制(40条) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 禁錮以上の刑の執行後、5年以内の者</li> <li>・ 賭博罪他の罪による罰金刑の執行後、5年を経過しない者</li> <li>・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者</li> <li>・ 暴力団員、脱会後5年を経過しない者</li> </ul> </li> <li>➤ 業務委託に関する規定(93条) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機器の保守修理、債券取立てなど特定の業務以外の委託禁止</li> <li>・ 委託業務の適正執行の確保</li> </ul> </li> <li>➤ 契約締結上の規制(94～102条) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約締結相手方の制限、契約の認可、届出</li> </ul> </li> <li>➤ カジノ施設への入場・滞在の規制及びカジノ行為の禁止(69条、112条、173条、174条) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ カジノ事業者への規制、本人への規制、利用禁止の表示</li> </ul> </li> <li>➤ 入退場時の厳正な本人確認(70条)</li> <li>➤ 入場禁止対象者の施設利用防止のための措置(71条) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象者を発見するための措置、退去させるための措置</li> </ul> </li> <li>➤ 入場規制等遵守のための措置(72条) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員教育訓練、行為準則の作成、統括管理者、監査者選任</li> </ul> </li> </ul> |



|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国際テロ対策           | 〔 国際テロ対策推進本部決定に基づき対応 〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 犯罪抑止対策           | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 取り立て行為の規制(88条) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人を威迫し、私生活や業務の平穩を害する言動の禁止</li> </ul> </li> <li>➤ 特定カジノ業務への従事者の確認必須、不適格者の従業禁止(114～120条) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ディーラー、会計、特定金融業務、監視、警備、機器の保守修理、内部監査、財務、顧客管理、統括管理者など、確認を受けた者のみ従業可</li> <li>・ 特定金融業務に関する規制</li> <li>・ 帳簿書類の作成保存</li> <li>・ 報告書の作成提出 等</li> </ul> </li> <li>➤ 特定カジノ業務以外のカジノ業務やカジノ行為区域内関連業務への従事者の制限(121～122条) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 十分な社会的信用を有しない者、禁錮以上の刑執行後、5年を経過しない者、暴力団員等の従事禁止</li> </ul> </li> <li>➤ カジノ施設及びその周辺における秩序維持のための措置(110条、112条) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な地域環境の保持その他秩序の維持を図るため、不適切な者のカジノ施設の利用の禁止又は制限</li> <li>・ カジノ施設及びその周辺における監視及び警備の実施</li> <li>・ 的確に実施するための措置(従業員教育、行為準則の作成、統括管理者及び監査人の選任)</li> </ul> </li> </ul> |
| 地域風俗環境の悪化防止対策    | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 広告及び勧誘の規制(106～107条) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある表示又は広告の禁止</li> <li>・ IR区域外でのビラ等の頒布禁止</li> <li>・ 広告・勧誘規制遵守のための措置(従業員教育、行為準則作成、統括管理者及び監査人の選任)</li> </ul> </li> <li>➤ カジノ行為関連景品の規制(108条) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内容、経済的価値、提供方法が、善良の風俗を害するおそれのあるものに該当しないようにしなければならない</li> <li>・ チップとの交換時の記録作成</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 来日外国人の増加や来場客への対応 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 苦情の処理のための措置(111条) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記録の作成保存のほかカジノ業務又は関連業務に関する苦情の適切かつ迅速な処理</li> <li>・ そのために必要な措置(従業員教育、行為準則作成、統括管理者及び監査人の選任)</li> <li>・ チップとの交換時の記録作成</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 青少年対策            | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 20歳未満の者の入場規制及びカジノ行為の禁止(69条、112条、173条、174条)</li> <li>➤ 20歳未満の者への広告・勧誘の規制(106条～107条) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告・勧誘時の20歳未満の者の入場禁止の表示</li> <li>・ 広告・勧誘時の20歳未満の者に対する影響への配慮</li> <li>・ 広告・勧誘規制遵守のための措置(従業員教育、行為準則作成、統括管理者及び監査人の選任)</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| IR施設周辺の交通問題対策    | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 国の責務(3条) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するためのIR区域の整備の推進に関する施策(交通環境の改善その他関連施策を含む)を策定し実施</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

## ② カジノ管理委員会の設置

- 内閣府の外局としてカジノ管理委員会を設置。委員長及び4名の委員は両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命。
- カジノ事業者等に対する監査、報告の徴収及び立入検査、公務所等への照会、調査の委託、監督処分等を行う。

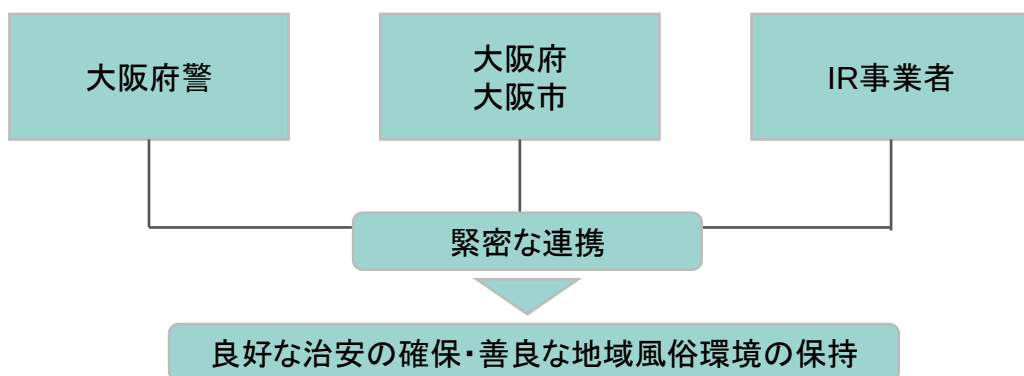
3-3-2. 府市の基本的な考え方

① 国・自治体(府市、府警)・IR事業者の役割

| 実施主体           | 主な役割                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国              | <div><div>■ 治安の確保及び地域の善良な風俗環境保持のための規制・監督</div><div><div>➢ 犯罪の発生の予防</div><div>➢ 善良の風俗並びに清浄な風俗環境の保持</div><div>➢ 青少年の健全育成</div><div>➢ カジノ入場者が施設利用に伴い受ける悪影響の防止</div><div>➢ 必要な体制整備その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策の策定及び実施</div></div></div> |
| 自治体<br>(府市・府警) | <div><div>■ 地域の実情に応じた治安・地域風俗環境対策の実施</div><div><div>➢ 治安の確保のための厳正な取締り</div><div>➢ 地域の善良な風俗環境の保持のための行政的措置及び取締り</div><div>➢ 防犯・警備体制等IR事業者への指導</div></div></div>                                                                                     |
| IR事業者          | <div><div>■ 犯罪の未然防止や地域の善良な風俗環境保持のための法令の遵守及び自主的な取組み</div><div><div>➢ IR整備法等法令の遵守</div><div>➢ 自主的な防犯対策及び自主警備の徹底・体制の整備</div><div>➢ 自治体・警察との情報共有</div><div>➢ 警察への協力(施設の提供等)及び地域風俗環境維持に向けた協力</div></div></div>                                        |

## ② 基本的な考え方

- IR開業後、国内外からの観光客の増加に伴い、犯罪件数の増加等治安・地域風俗環境の悪化を懸念する声もある。
- このため、IR事業者、警察、自治体は、相互に緊密な連携を図りつつ、各々がその役割を果たすことにより、良好な治安の確保及び善良な地域風俗環境を保持するため万全の取組みを実施していく必要がある。
- このことから、府市においては、警察官の増員や、夢洲における警察署等警察施設・交通安全施設の設置など、警察力の強化を図るとともに、地域防犯を推進し、さらにIR事業者において自主的かつ万全の防犯・警備対策を講じさせるための枠組みを構築する。



組織犯罪対策  
(犯罪収益対策)

地域風俗環境対策

暴力団等反社会的  
勢力対策

来日外国人の  
増加に伴う対応

国際テロ対策

青少年対策

犯罪抑止対策

IR施設周辺の交通対策



88

89

### 3-3-3. 想定される取組み

#### ①課題と想定される取組み

|   | 課題                 | 大阪府・大阪市                                                                                                                           |
|---|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 0 | 総 論                | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の善良な風俗環境の保持のための行政的措置及び取締り</li> <li>防犯、警備体制についてのIR事業者への指導</li> </ul>                      |
| 1 | 組織犯罪対策<br>(犯罪収益対策) | <ul style="list-style-type: none"> <li>IR事業者との情報共有の徹底</li> </ul>                                                                  |
| 2 | 暴力団等反社会的勢力対策       | <ul style="list-style-type: none"> <li>暴力団等反社会的勢力の排除活動</li> </ul>                                                                 |
| 3 | 国際テロ対策             | <ul style="list-style-type: none"> <li>未然防止の取組みの強化(防犯カメラの設置等)</li> </ul>                                                          |
| 4 | 犯罪抑止対策             | <ul style="list-style-type: none"> <li>巡回の実施</li> <li>防犯環境の整備</li> <li>事業者に対する警備体制等の指導・助言</li> <li>サイバーセキュリティ対策の強化</li> </ul>     |
| 5 | 地域風俗環境対策           | <ul style="list-style-type: none"> <li>巡回の実施</li> <li>防犯環境の整備(防犯カメラの設置等)</li> <li>地域連絡協議会の設置(自治体、府警、IR事業者等)</li> </ul>            |
| 6 | 来日外国人の増加に伴う対応      | <ul style="list-style-type: none"> <li>通訳体制の強化</li> <li>保護(行旅病人、23条通報等)への適切な対応</li> <li>行政サービスの強化(多言語案内表示等)</li> </ul>            |
| 7 | 青少年対策              | <ul style="list-style-type: none"> <li>青少年の健全な成長を阻害する行為から保護するための対策の推進</li> <li>夜間巡回の実施</li> </ul>                                 |
| 8 | IR施設周辺の交通対策        | <ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全施設の整備、道路交通環境の整備(府警と連携し策定)</li> <li>路線バス等公共輸送の確保</li> <li>アクセス道路の整備のための予算の確保</li> </ul> |



| 大阪府警                                                                                                                                                                      | IR事業者                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夢洲における警察署等、警察施設の設置</li> <li>・ 治安確保のための厳正な取締り</li> <li>・ 地域の善良な風俗環境の保持のための行政的措置及び取締り</li> <li>・ 防犯、警備体制等についてIR事業者への指導</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主的な防犯対策及び自主警備の徹底・体制の整備</li> <li>・ 自治体・警察との情報共有</li> <li>・ 地域風俗環境維持に向けた警察への協力</li> </ul>                                      |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マネー・ローンダリング、事業介入への対策等、犯罪収益対策の推進</li> </ul>                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引記録の作成・保存、疑わしい取引の報告等、法令に即したマネー・ローンダリング対策等の実施</li> </ul>                                                                      |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暴力団等反社会的勢力に対する取締り及び排除対策の推進</li> </ul>                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人確認及び入場規制の徹底等、法令に即した暴力団員等排除対策の実施</li> </ul>                                                                                  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種国際テロ対策(情報収集・警戒警備・国際海空港対策等)の推進</li> <li>・ 事業者に対する警備体制等の指導・助言</li> </ul>                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ MICE、大規模イベント開催時等における自主警備の強化</li> <li>・ 自動検知システム等導入された高性能カメラの設置</li> </ul>                                                     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生する犯罪に対する適切な対応</li> <li>・ 防犯環境に係る対策の推進</li> <li>・ 警備業者対策の推進</li> <li>・ サイバーセキュリティ対策の推進</li> <li>・ 事業者に対する警備体制等の指導・助言</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間警備員の配置</li> <li>・ 先進技術を活用した機械警備</li> <li>・ 自動検知システム等導入された高性能カメラの設置</li> <li>・ 防犯環境の整備</li> <li>・ サイバーセキュリティ対策の推進</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IR施設及び周辺における地域活動の推進</li> <li>・ 風俗関係事犯等に対する取締りの推進</li> </ul>                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間警備員の配置</li> <li>・ 自動検知システム等導入された高性能カメラの設置</li> <li>・ 違法風俗営業等に対する排除対策の徹底</li> <li>・ 警察活動を支援する施設・体制整備</li> </ul>              |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通訳人の確保等、来日外国人に対する対応力の拡充</li> <li>・ 不法滞在外国人等に対する取締りの推進</li> </ul>                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来日外国人への対応に必要な施設や要員の配置</li> <li>・ 様々な言語に対応するスタッフの配置</li> <li>・ 苦情処理窓口(担当者)の設置</li> <li>・ 外国人従業員に対する在留資格等、身分確認の徹底</li> </ul>    |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補導活動、福祉犯の取締り等少年を保護するための対策の推進</li> </ul>                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ カジノの入場規制の徹底</li> <li>・ 民間警備員による巡回の実施</li> </ul>                                                                               |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路開発に伴う適正な交通規制の実施</li> <li>・ 交通安全施設等の整備とそのための予算確保</li> <li>・ 交通事故への迅速な対応</li> <li>・ 交通指導取締りの強化</li> </ul>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車両誘導員の配置</li> <li>・ 需要に見合った駐車場の確保</li> </ul>                                                                                  |

## 4. IR立地による効果

# 4. IR立地による効果

## 4-1. 観光振興・地域経済振興・公益還元

### 世界最高水準の成長型 I R の立地

期待効果

- ・ビジネス客やファミリー層の来訪者の増加
- ・訪日外国人の増加
- ・国際会議・大規模展示会開催の増加
- ・質の高い観光サービスの提供による1人あたり観光消費額の増加

### 様々な分野への波及効果

期待効果

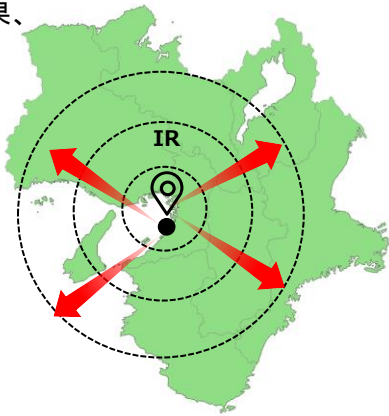
- ・来訪者の増加に伴う、モノやサービスへの幅広い新たな需要の増加による経済波及効果、雇用創出効果
- ・地元企業を中心に、様々な産業分野へのプラスの波及効果
- ・MICE推進による新たな産業の創出、産業の振興
- ・一大観光拠点・MICE拠点の形成により、大阪・関西における都市の魅力と国際競争力の向上に寄与
- ・IR区域への来訪者を各地に送り出すことにより、効果を相乗的に全国各地へ波及
- ・納付金・入場料等の活用による行政サービスの充実

### I R 立地による経済波及効果、雇用創出効果

- 大阪IRのめざす姿を踏まえ、初期投資や運営による経済波及効果、雇用創出効果を試算

|             |           |
|-------------|-----------|
| 経済波及効果(建設時) | 1兆2,400億円 |
| 雇用創出効果(建設時) | 7.5万人     |
| 経済波及効果(運営)  | 7,600億円／年 |
| 雇用創出効果(運営)  | 8.8万人／年   |

※近畿圏への経済波及効果



- ・開業初年度までに約2兆円(建設時:約 1兆 2,400億円+運営:約 7,600億円)の経済波及効果が見込まれる
- ・また、IRの開業以降、毎年約 7,600億円の経済波及効果が見込まれる

## 4-2. 地域の振興・発展

### 賑わいの 創出

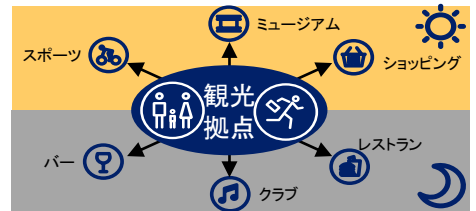
- 国内外のグルメやエンターテインメントなどを気軽に体験
  - ・ 世界の様々なグルメや世界水準のエンターテインメント、日本各地の魅力に触れられる施設などが充実することにより、都市の魅力や国際競争力が向上するとともに、あらゆる人が楽しむことのできる機会が増える
- 身近に「非日常」を感じることができる景観の創出
  - ・ 夢洲にしかない景観、夢洲でしか体験できない空間・デザインによるIRが実現することにより、都心から短時間で「非日常」を体験できる
- ナイトライフの充実
  - ・ IRにおける充実したナイトショーの開催などを契機として、周辺地域においても、ナイトライフのさらなる充実といった相乗効果が期待され、大阪におけるナイトタイムエコノミーの活性化につながる
- 都心で長期滞在できる機会の創出
  - ・ 世界水準のエンターテインメント施設をはじめ、レストランやショッピング、スポーツ観戦、ウェルネス関連施設など、魅力的な施設・サービスが充実することにより、長期に渡って滞在し、楽しむことができる
- ベイエリア開発の活性化に貢献
  - ・ IRを出発点として、ベイエリアにおけるプロジェクト等との連携を図ることにより、様々な開発が促進され、多くの人が集まり、輝く場所へとベイエリアが生まれ変わる
- 世界最高水準の受入環境の実現
  - ・ 宿泊環境、観光案内所、Wi-Fiなどのまちの受入環境が向上し、さらなる魅力の向上につながる



世界水準のエンターテインメント<sup>90</sup>



ナイトクラブ<sup>91</sup>



大阪観光案内所<sup>92</sup>

### 雇用の 拡大

- 雇用機会の増大
  - ・ エンターテインメントや食事、ショッピングを楽しめる施設、ホテル、MICE施設などが増えることにより、新たに働く場所が増える



雇用機会の増大

(参考：海外のIRにおける雇用者数)

|                           |          |
|---------------------------|----------|
| ・ リゾート・ワールド・セントーサ(シンガポール) | 11,000人  |
| ・ シティセンター(ラスベガス)          | 12,000人  |
| ・ シティ・オブ・ドリームズ(マカオ)       | 約 8,000人 |



➤ 質の高い仕事の創出

- ・ これまでにない付加価値の高いサービスを提供するための質の高い雇用が創出される
- ・ 外国人向けサービスの開発、施設・店舗の多言語対応や情報発信等の新たなサービスを提供する雇用が創出される



➤ 多様な人材の活躍の場の拡大

- ・ 様々な新たな雇用が創出されることにより、女性・シニア層をはじめ、若者にも活躍の場が拡大されるとともに、多様な人材の育成に寄与する

➤ 来訪者の増加に伴うビジネスチャンスの拡大

- ・ 来訪者の増加に伴う大幅な需要の増加により、宿泊・飲食・運輸業など観光産業をはじめ、様々な分野でビジネスが拡大する
- ・ 既存産業においても、観光需要に視点を向けることにより、MICE関連のサプライヤーなど新たなビジネスチャンスが生まれる



➤ 地元企業を中心とした大きな波及効果の創出

- ・ IR事業者による地元企業からの継続的かつ大規模な調達が見込まれる
- ・ IR事業者によるビジネスマッチング機会の提供など、様々な形による地域経済の活性化が期待される

(参考：海外のIRにおける事例)

- ・ マリーナ・ベイ・サンズ(シンガポール)  
⇒ 地元企業から91%程度の購買[2015年]
- ・ リゾート・ワールド・セントーサ(シンガポール)  
⇒ 地元企業から84%程度の購買[2014年]
- ・ MGMマカオ(マカオ)  
⇒ 地元商工会議所等と連携して、ビジネスマッチングフォーラムを開催

大規模な調達



## 4-2. 地域の振興・発展

|                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>地域<br/>経済の<br/>振興</b>          | <p>➤ <u>MICE拠点の形成による新産業の創出</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>世界有数の国際会議や展示会が増加し、在阪企業も参画することで、新たなビジネスマッチングや異業種交流が促進され、イノベーションや新産業創出に寄与する</li><li>世界のビジネス交流拠点となることで、大阪・関西が強みを有する分野における企業の優れた製品が注目される</li><li>優秀な人材、グローバル人材が集まることにより、地元企業力が向上する</li></ul>                                                               |
| <b>ギャンブル<br/>等依存症<br/>の抑制</b>     | <p>➤ <u>全国をリードする依存症対策のトップランナー</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>世界の先進事例に加え、大阪独自の対策をミックスした総合的かつシームレスな取組み(大阪モデル)を構築することにより、既存のギャンブル等に起因する依存症も含めて最小化し、大阪が全国をリードする依存症対策のトップランナーとなることをめざす</li></ul>                                                                                                                      |
| <b>安全・<br/>安心な<br/>まちの<br/>実現</b> | <p>➤ <u>さらなる安全・安心なまちへの貢献</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>IR事業者、警察、自治体が相互に連携し、良好な治安の確保や善良な地域風俗環境の保持を実現することにより、来訪者に安心して快適に大阪のまちを楽しんでもらうことができる</li><li>夢洲における消防署の設置をはじめ、IR事業者や関係機関と連携しながらソフト対策やハード対策に取り組むことにより、来訪者が安心して滞在することができる</li></ul>                                                                          |
| <b>地域への<br/>貢献</b>                | <p>➤ <u>地域振興などに向けたIR事業者による支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>IR事業者がその収益を様々な形で地元自治体や地域へ還元することにより、さらなる地域の活性化が期待される</li></ul> <div><p>(参考：海外のIRにおける社会貢献の事例)</p><ul style="list-style-type: none"><li>地元で開催される地域振興イベントへの支援</li><li>非営利の芸術振興団体への支援</li><li>地域コミュニティに寄付するためのファンドの設立</li><li>大学生への奨学金の提供</li></ul></div> |

### 4-3. 関西・西日本をはじめ、日本各地への波及効果

各地への  
相乗的な  
効果

#### ➤ 関西・西日本をはじめ、日本各地への集客効果の波及

- 世界と日本各地をつなぐ交流のハブとして、大阪府域はもとより、関西・西日本・日本各地と連携を図り、魅力増進施設や送客施設などを効果的に活用することにより、IR立地に伴う集客効果を関西・西日本・日本各地へ相乗的に波及させることができる

大阪府域や関西・西日本・日本各地へ波及



#### ➤ 多彩な交通アクセスの構築を誘発

- IRを核とした国際観光拠点の形成を契機として、より充実した広域交通ネットワークの形成に向け、鉄道・道路・海上交通などによる多彩な交通アクセスの構築が誘発される



(参考：想定されるアクセス)

- 鉄道各線の延伸
- 関西国際空港・大阪国際空港・神戸空港の機能強化と連携の拡大
- 大阪湾内の高速艇や瀬戸内クルーズなど海路の整備

充実した  
交通  
ネット  
ワークの  
形成



## 4-4. 納付金・入場料等の活用

### 大阪府・市における納付金・入場料等の収入見込み

(試算)

#### 認定都道府県等納付金・入場料

700億円／年

うち納付金収入：570億円／年（GGR〔カジノ行為粗収益〕の15%）  
入場料収入：130億円／年（日本人等に3,000円/回〔24時間単位〕を賦課）

※GGR（カジノ行為粗収益）…賭け金総額－顧客への払戻金  
※日本人等…日本人や本邦内に住居を有する外国人

※別途、税金については 150億円／年（大阪府：70億円/年、大阪市：80億円/年）

※税金…法人府・市民税、事業所税、固定資産税、都市計画税等の概算

### 納付金・入場料等の使途

#### ○ 納付金の使途に関する国の考え方

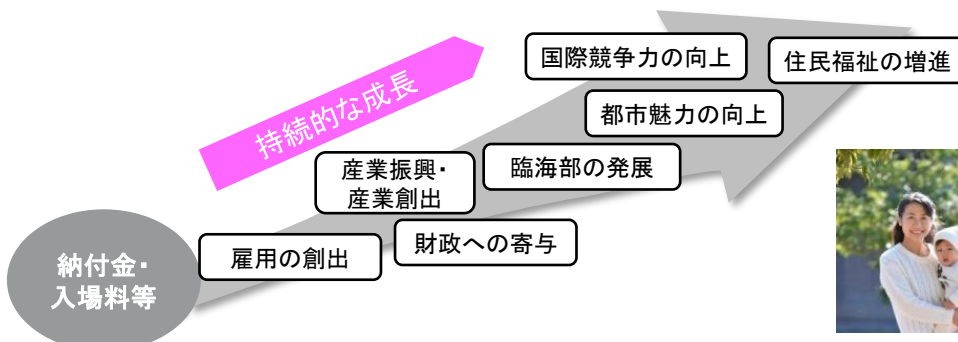
- ・ 観光の振興に関する施策
- ・ 地域経済の振興に関する施策
- ・ 法の目的及び地方公共団体の責務を達成するための施策
- ・ 社会福祉の増進及び文化芸術の振興に関する施策

#### 大阪における活用の基本的な考え方

##### ➤ 住民福祉の増進、持続的な成長に向けて広く活用

(主な活用例)

- 子育て、教育環境の充実、住民の暮らしを守る福祉など 社会福祉の増進
- 観光振興、文化芸術・スポーツの振興
- 持続的な経済成長を促す 地域経済振興、産業創出への活用
- 懸念事項を最小化するための総合的な懸念事項対策への活用
- 成長型IRの効果を最大限発揮するために必要となる 周辺地域環境整備への活用 など





## **5. 地域の合意形成に向けた理解促進**

## 5. 地域の合意形成に向けた理解促進

### 5-1. 基本的な考え方

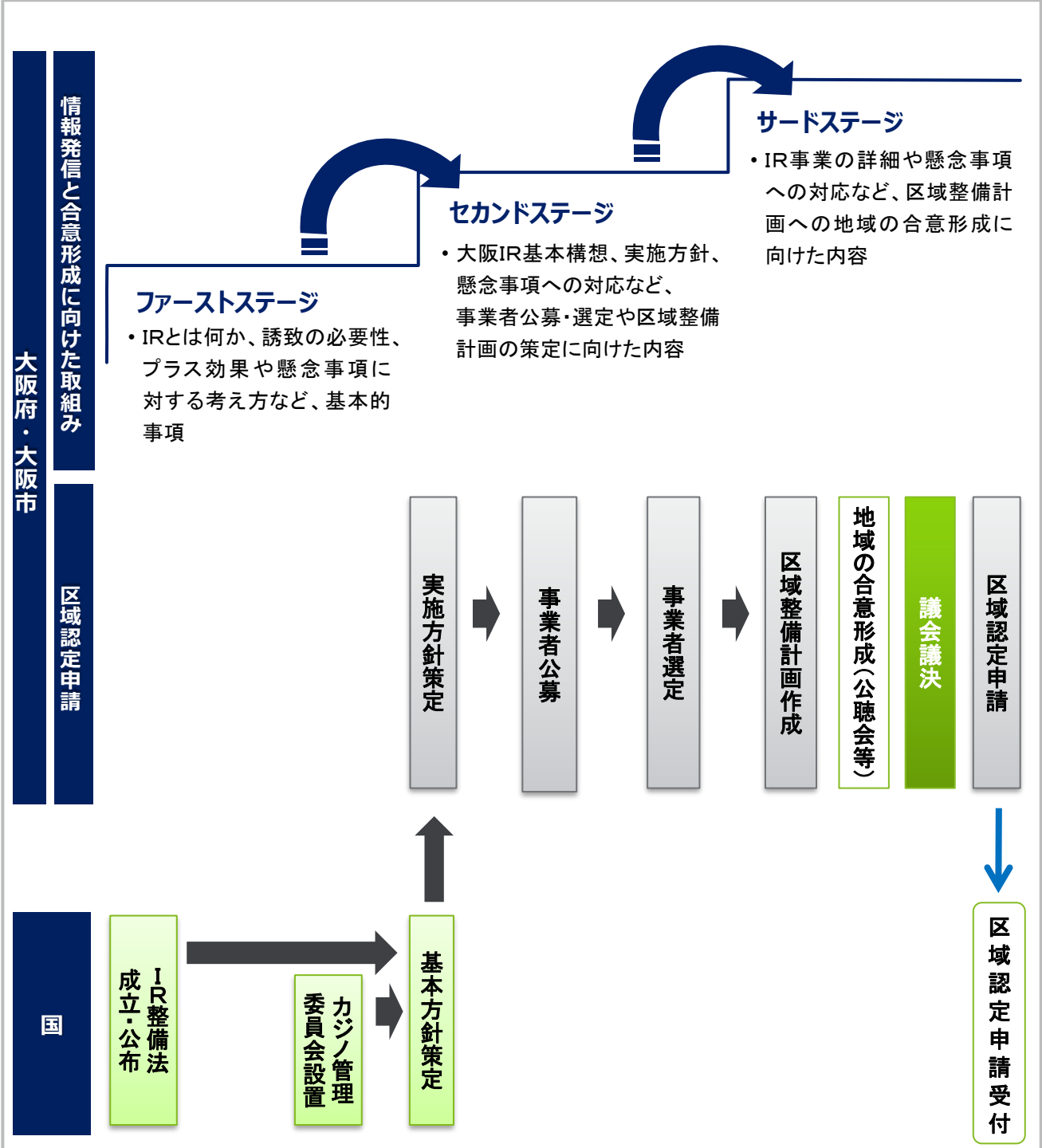
- IR整備法においては、都道府県等が区域整備計画を作成しようとするときは、公聴会を開催する等住民の意見を反映させるために必要な措置を講じることや、区域整備計画の認定申請にあたっては議会の議決を経ることが定められている。また、IR整備法の附帯決議では、「区域整備計画を申請する都道府県等は、同計画の作成等において、公聴会等の開催や情報開示を通じ、住民の合意形成に努めること」とされている。
- IR誘致をめざす大阪府・大阪市として、IR事業者の公募手続きの実施、区域整備計画の認定申請に向け、地域の合意形成が円滑に進むよう、取り組む必要がある。
- IRがもたらす経済波及効果や地域への公益還元等のプラスの効果を発信するとともに、懸念される事項の最小化に向けた取組みを伝え、府市のめざすIRについての地域の理解を促進するため、情報発信や意見聴取の機会を設ける。

**I Rの誘致にあたっては、地域の合意形成が極めて重要であることから、大阪府・大阪市の考えるI Rについての正しい情報発信に努め、理解促進を図る**

#### ■ 取組み方針

- IR整備法に定められたプロセスに応じ、丁寧な情報発信と円滑な地域の合意形成に向けた取組みを行う。
- 一般的に府民・市民全体を対象とすることはもとより、地元企業や次代の担い手たる大学生など、対象を明確にし、各々の属性の興味、関心に応じた情報発信を行う。
- IRに関する基本的な事項や、誘致の必要性について十分周知を行ったうえで、大阪府・大阪市のめざすIR像や区域整備計画の内容、特に、府民・市民が懸念する依存症や治安・地域風俗環境への対応については、より丁寧に説明等を行う。
- ステージに応じた適切なタイミングで、多様な広報ツールを活用した情報発信を行い、継続的な理解の促進を図る。

区域認定申請に向けたプロセスに応じた情報発信と合意形成に向けた取組み



# 5-2. 大阪府・大阪市の取組み

## ■ 対象別の目的と訴求ポイント

➤ 世代や生活との関わりの程度などによって、IRに対する理解や考え方が異なると推測されることから、広く府民・市民全体を対象にしつつ、大学生・若い世代や女性、地元企業など、各々の興味、関心に応じて、きめ細かく丁寧に対応する。

| 対象                                                                                                     | 目的                                                                                                                              | 訴求ポイント                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>府民・市民全体</p>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>IRがもたらすプラスの効果や懸念事項の最小化に向けた対応などを幅広く情報発信し、不安を払しょくするとともに、IR誘致への理解を得る</li> </ul>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>IRに関する基本的事項や懸念事項対策、大阪のIR基本構想などについて、適時、段階的に情報発信する</li> </ul>                                                                   |
| <p>大学生・若い世代や女性</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>IRへの関心が比較的薄いと思われる、次世代を担う大学生・若い世代や女性への関心を高めるとともに、IRの魅力を発信し、IRが活躍の場となることを伝える</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>エンターテインメント施設、宿泊施設、ショッピングモール等が集約して設置される多様な魅力を有する世界第一級の観光拠点がうまれること</li> <li>幅広い分野での質の高い就業機会やライフステージに合わせた活躍の場が期待されること</li> </ul> |
| <p>地元企業</p>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>IRによって、経済の活性化、ビジネス機会の増加が期待できることから、地域経済の担い手である地元企業の理解が深まるよう、IRがもたらすプラスの効果等を伝える</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>観光産業は飲食業、小売業、広告業など関連産業の裾野が広く、多くの地元企業にとってビジネスチャンスとなり、その経済波及効果が期待されること</li> </ul>                                               |



## ■ 具体的な取組み

### ➤ 府民・市民全体への情報発信

- ・ 事業者の公募手続きの実施や区域整備計画の作成など進捗やテーマに応じ、大阪がめざすIRの具体像や依存症、治安・地域風俗環境への対応など関心の高い内容のセミナーの開催
- ・ 著名人や専門家を招いての講演会やシンポジウムの開催 など



知る、わかる、考える、統合型リゾート（IR）セミナー<sup>98</sup>

### ➤ 大学生・若い世代、女性、地元企業等を対象とした情報発信

- ・ 府内の大学への出前授業の実施や、大学生によるIRをテーマとした自主的な研究の場の創出
- ・ 経済団体等が開催する研修会等での講演等、多様な機会でのアウトリーチ型の情報発信 など



大学生・若い世代を対象とした情報発信<sup>99</sup>

### ➤ 広報ツールの活用

- ・ ホームページや広報紙、リーフレット、動画等の活用
- ・ マスコミ、雑誌等のパブリシティの活用 など



広報ツール（リーフレット）の活用<sup>100</sup>

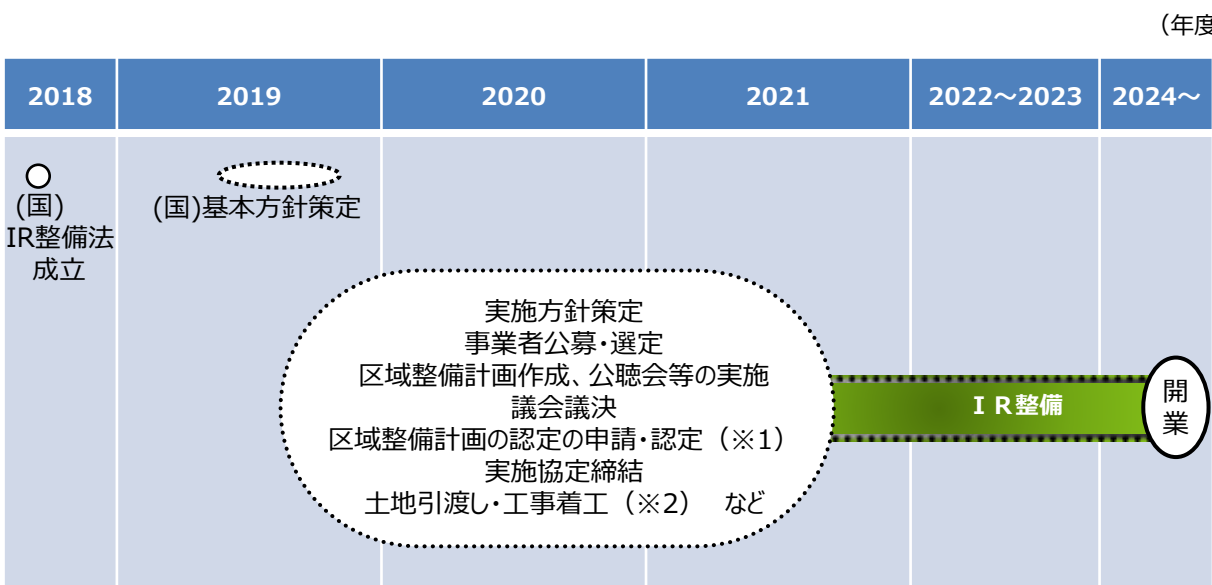
### ➤ 公聴会等の開催

- ・ 区域整備計画への意見聴取の場とする公聴会等を開催

## 6. スケジュール等

# 6. スケジュール等

## 6-1. IR開業に向けた想定スケジュール



※1 国のスケジュールは想定  
※2 時期は事業者の提案による

## 6-2. 策定経過

大阪府・大阪市では、大阪・夢洲にIRを誘致するにあたり、大阪IR基本構想の策定や課題対策等について幅広く検討するため、2017年2月に外部有識者・経済界で構成するIR推進会議を設置した。

これまで、11回、会議を開催したところであり、推進会議で積み重ねてきた議論も踏まえ、2019年12月に府市において「大阪IR基本構想」を策定した。

### IR推進会議について

#### ➤ 設置年月日

2017年2月23日

#### ➤ 担当事務

- ・ 大阪IR構想に関すること
- ・ IR立地に伴う懸念事項・課題対策に関すること
- ・ 国の制度設計への働きかけに関すること
- ・ IRに関する府民理解の促進に関すること
- ・ その他、IR立地に関して必要と認められること



第9回IR推進会議<sup>101</sup>

#### ➤ 委員名簿

※ 退任委員の肩書きは委員任期中のもの。【 】内は在任中に開催したIR推進会議。

|           |                         |            |
|-----------|-------------------------|------------|
| (座長) 溝畑 宏 | 公益財団法人大阪観光局 理事長         | 【第1回～第11回】 |
| 池田 辰夫     | 弁護士                     | 【第11回】     |
| 井上 幸紀     | 大阪市立大学大学院医学研究科 教授       | 【第1回～第11回】 |
| 加賀 有津子    | 大阪大学大学院工学研究科 教授         | 【第3回～第11回】 |
| 杉田 菜穂     | 大阪市立大学経済学部 准教授          | 【第11回】     |
| 樋口 真人     | 弁護士                     | 【第1回～第11回】 |
| 関 総一郎     | 公益社団法人関西経済連合会 専務理事      | 【第3回～第11回】 |
| 廣瀬 茂夫     | 一般社団法人関西経済同友会 常任幹事・事務局長 | 【第2回～第11回】 |
| 宮城 勉      | 大阪商工会議所 専務理事            | 【第1回～第11回】 |

#### 《退任委員》

|       |                         |            |
|-------|-------------------------|------------|
| 谷岡 一郎 | 学校法人谷岡学園 理事長・大阪商業大学 学長  | 【第1回～第10回】 |
| 勝見 博光 | 大阪府立大学21世紀科学研究機構 客員研究員  | 【第1回～第7回】  |
| 松村 孝夫 | 公益社団法人関西経済連合会 専務理事      | 【第1回～第2回】  |
| 齊藤 行巨 | 一般社団法人関西経済同友会 常任幹事・事務局長 | 【第1回】      |

#### ➤ 議論の経過

|                  |                                                                             |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 2017年3月～2017年8月  | 第1～5回IR推進会議を開催し、大阪IRのめざす姿やギャンブル等依存症対策などについて議論                               |
| 2017年8月          | IR推進会議での議論も踏まえ、「大阪IR基本構想(案)・中間骨子」を取りまとめ                                     |
| 2017年12月～2019年2月 | 第6～10回IR推進会議を開催し、大阪IRが有すべき機能・施設やIR誘致に向けた理解促進などについて議論                        |
| 2019年2月          | IR推進会議での議論も踏まえ、「大阪IR基本構想(案)」を取りまとめ                                          |
| 2019年12月         | 第11回IR推進会議を開催し、「大阪IR基本構想(案)」などについて議論<br>府民の意見等やIR推進会議での議論も踏まえ、「大阪IR基本構想」を策定 |



# 出典

※の写真等はイメージ

- P.3  
1 出典:総務省統計局 世界の統計2019  
2 出典:International Monetary Fund, World Economic Outlook Database, April 2019  
3 出典:平成30年(2018年)10月1日現在 大阪府の推計人口(年報)、大阪府人口ビジョン(令和元年)をもとに作成  
4 出典:内閣府 平成29年版高齢社会白書、東京都政策企画局 2060年までの東京の人口推計、大阪府の将来推計人口をもとに作成
- P.4  
5 出典:UNWTO Tourism Highlights, 2019  
6 出典:UNWTO Tourism Highlights, 2017  
7 出典:国土交通省 観光庁 訪日外国人旅行者数・出国日本人数  
8 出典:大阪府 観光統計調査
- P.5  
9 出典:平成30年版観光白書について もとに作成  
10 出典:平成30年版観光白書について もとに作成  
11 出典:国土交通省 観光庁 旅行・観光消費動向調査  
12 出典:中部運輸局「訪日外国人旅行者の動向について」(平成31年2月26日)  
13 出典:国土交通省「令和元年版観光白書」
- P.6  
14 出典:国土交通省 観光庁 旅行・観光消費動向調査  
15 出典:国土交通省 観光庁 旅行・観光消費動向調査  
16 出典:国土交通省 観光庁 統計情報・白書 訪日外国人消費動向調査  
17 出典:国土交通省 観光庁 訪日外国人消費動向調査
- P.7  
18 出典:レジャー白書2019 日本生産性本部  
19 出典:国土交通省 観光庁 訪日外国人消費動向調査
- P.8  
20 出典:国土交通省 観光庁 平成29年度 MICEの経済波及効果算出等事業 報告書  
21 出典:ICCA Statistics Report  
22 出典:第12回 特定複合観光施設区域整備推進会議(平成30年11月5日)「資料2 参考資料集」  
23 出典:ICCA Statistics Report
- P.9  
24 出典:各MICE施設ホームページ もとに作成  
25 出典:国土交通省 観光庁 宿泊旅行統計調査  
26 出典:ユーロモニター『世界の観光都市Top100 2018版』、FIVE STAR ALLIANCE もとに作成
- P.10  
27 出典:国宝・重要文化財 都道府県別 指定件数一覧(令和元年10月時点)  
28 出典:国宝・重要文化財 都道府県別 指定件数一覧(令和元年10月時点)
- P.11  
29 出典:関西広域連合ホームページ もとに作成  
30 出典:INVEST OSAKA  
31 出典:INVEST OSAKA
- P.12  
32 出典:関西エアポート株式会社及び各社ホームページ もとに作成  
33 出典:大阪府公共交通戦略  
34 出典:関西高速道路ネットワーク推進協議会
- P.14  
35 出典:大阪市港湾局
- P.18  
36 出典:大阪市港湾局
- P.20  
37 出典:<https://commons.wikimedia.org/wiki/> ※  
38 出典:大阪府・大阪市 ※  
39 出典:<https://commons.wikimedia.org/wiki/> ※  
40 出典:<https://commons.wikimedia.org/wiki/> ※
- P.21  
41 出典:<https://www.flickr.com/> ※  
42 出典:<http://singaporeexpo.com.sg/> ※

- P.23  
43 出典: <https://www.flickr.com/> ※  
44 出典: <https://www.photo-ac.com/> ※  
45 出典: <https://www.flickr.com/> ※  
46 出典: <https://commons.wikimedia.org/wiki/> ※  
47 出典: <https://www.flickr.com/> ※  
48 出典: JLOPホームページ【夢まち構想より】 ※
- P.24  
49 出典: (左) 一般社団法人日本和楽器普及協会ホームページ ※ (右) <https://www.flickr.com/> ※  
50 出典: (左) (右上) <https://www.photo-ac.com/> ※ (右下) <https://pixabay.com/> ※  
51 出典: (左) (右上) (右下) Medieval Times Dinner Theater(<https://www.medievaltimes.com/>)
- P.25  
52 出典: ツーリズムEXPOジャパンホームページ ※  
53 出典: (左) (右) <https://pixabay.com/> ※  
54 出典: 帝国ホテル ホームページ【夢まち構想より】 ※  
55 出典: <https://pixabay.com/> ※  
56 出典: <http://www.incatcrowther.com/> ※  
57 出典: <https://www.neoplan.com/global/en/index.html> ※
- P.26  
58 出典: (上) 大阪マラソン公式ホームページ ※ (中) <https://pixabay.com/> ※ (下) <https://www.flickr.com/>【夢まち構想より】 ※  
59 出典: (左) <https://www.flickr.com/> ※ (右) <https://www.photo-ac.com/> ※  
60 出典: (上) <https://pixabay.com/> ※ (中) <https://www.photo-ac.com/> ※ (下) <https://pixabay.com/>【夢まち構想より】 ※
- P.27  
61 出典: <https://www.photo-ac.com/> ※  
62 出典: <https://commons.wikimedia.org/wiki/> ※
- P.28  
63 出典: (左) <https://commons.wikimedia.org/wiki/> ※ (右上) <https://commons.wikimedia.org/wiki/> ※ (右下) <https://pixabay.com/> ※  
64 出典: (左) <https://www.photo-ac.com/> ※ (右上) <https://burst.shopify.com/> ※ (右下) <https://pixabay.com/> ※
- P.29  
65 出典: (左) 大阪府・大阪市 ※ (右上) <https://www.flickr.com/>【夢まち構想より】 ※ (右下) ELE TOKYO(ナイトクラブ) ※  
66 出典: (左) 大阪府・大阪市 ※ (右上) <https://pixabay.com/> ※ (右下) Tropical Island (<https://www.tropical-islands.de/>) ※
- P.30  
67 出典: The Gainsborough Bath Spa (<http://thegainsboroughbathspa.co.uk/>) ※  
68 出典: <https://pixabay.com/> ※  
69 出典: <https://pixabay.com/> ※  
70 出典: <https://pixabay.com/> ※  
71 出典: <https://pixabay.com/> ※  
72 出典: <https://pixabay.com/> ※
- P.31  
73 出典: 大阪府・大阪市 ※  
74 出典: 大阪府・大阪市 ※
- P.32  
75 出典: (上) <https://commons.wikimedia.org/wiki/> ※ (下) <https://commons.wikimedia.org/wiki/> ※  
76 出典: (上) <https://commons.wikimedia.org/wiki/> ※ (下) <https://commons.wikimedia.org/wiki/> ※  
77 出典: (上) <https://commons.wikimedia.org/wiki/> ※ (下) <https://commons.wikimedia.org/wiki/> ※  
78 出典: (上) <https://commons.wikimedia.org/wiki/> ※ (下) <https://commons.wikimedia.org/wiki/> ※  
79 出典: 大阪市港湾局 ※  
80 出典: <https://www.photo-ac.com/> ※  
81 出典: <https://pixabay.com/ja/> ※
- P.33  
82 出典: <https://pixabay.com/> ※  
83 出典: <https://www.photo-ac.com/> ※
- P.44  
84 出典: 大阪精神医療センター  
85 出典: 文部科学省  
86 出典: 大阪府・大阪市
- P.46  
87 出典: 大阪府こころの健康総合センター

P.52

- <sup>88</sup> 出典:大阪府警察提供 ※
- <sup>89</sup> 出典:大阪市港湾局 ※

P.57

- <sup>90</sup> 出典:大阪府・大阪市 ※
- <sup>91</sup> 出典:<https://pixabay.com/> ※
- <sup>92</sup> 出典:大阪観光局ホームページ ※

P.60

- <sup>93</sup> 出典:夢洲まちづくり構想(案)～中間とりまとめ～ (平成27年2月/夢洲まちづくり構想検討会)
- <sup>94</sup> 出典:夢洲まちづくり構想(案)～中間とりまとめ～ (平成27年2月/夢洲まちづくり構想検討会)
- <sup>95</sup> 出典:夢洲まちづくり構想(案)
- <sup>96</sup> 出典:夢洲まちづくり構想(案)

P.61

- <sup>97</sup> 出典:<https://www.photo-ac.com/> ※

P.66

- <sup>98</sup> 出典:大阪府・大阪市
- <sup>99</sup> 出典:大阪府・大阪市
- <sup>100</sup> 出典:大阪府・大阪市リーフレット「IRって何？」

P.69

- <sup>101</sup> 出典:大阪府・大阪市

